

平成29年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成29年12月13日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 請願第 1 号 平成 3 0 年度畜産物価格決定等に関する請願書（総務産業常任
委員会）＜ P 3 ＞
- 日程第 2 一般質問 ＜ P 3 ～ P 5 1 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成29年12月13日第4回定例会、12月8日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に12月5日の本会議において、総務産業常任委員会に付託いたしました、請願第1号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第1号平成30年度畜産物価格決定に関する請願書の件を議題といたします。

本件における、総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における、委員長の報告は採択です。

これで、委員長の報告を終わります。

これから、請願第1号平成30年度畜産物価格決定等に関する請願書の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第1号平成30年度畜産物価格決定等に関する請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番高橋健一君。

（9番高橋健一君 登壇）

○9番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょうの質問事項は二つです。

一つ目、本年度、町にかわって自治会事業として開催された敬老会について。

1、今まで敬老会はどのような趣旨で、またどのような方法で実施されてきたのかをお伺いしたい。

2、ことしから敬老会が各自治会の手に委ねられたのはなぜかお伺いしたい。

3、今回、敬老会を開催した自治会の数、実施率をお伺いしたい。

4、今回の敬老会の実施に当たり、市街地区の住民から「隣の自治会では敬老会があったが、自分のところはなかった。」「自分のところは自治会がないので敬老会がなかった。これは不公平ではないか。」の意見を耳にしましたが、このような声は役場には届いていなかったのかをお聞きしたい。

5、今後の敬老会の開催に当たっては、足寄町民ファーストの考えに立って、もう一度初心に戻って立案するのが賢明と思いますが、町長の考えをお伺いしたい。

よろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋健一議員の敬老会についての一般質問にお答えをいたします。

まず町にかわって自治会事業として開催された敬老会についてという件名となっておりますが、これまで町が主催して敬老会を開催した実績はなく、従来から敬老思想の高揚等を図る目的で自治会等が敬老会を開催した場合に、敬老会開催に必要な経費に対しまして、支援を行ってきたものであることを御理解願います。

1点目の敬老会の開催趣旨と実施方法についてですが、敬老会はもともと自治会等が地域の高齢者等の長寿のお祝いと地域社会に貢献いただいた労をねぎらうことを目的に開催されており、市街地区においては足寄町商工会女性部、下愛冠地区自治会連合会、旭町3・4丁目自治会により開催され、農村部では単位自治会や連合自治会等により、多くは75歳以上の方々を敬老会にお招きして開催されていました。

町は自治会等が敬老会を開催した場合に、開催経費に対し、予算の範囲内で敬老会開催費交付金を交付しているところであります。

2点目のことしから敬老会が自治会の手に委ねられたのはなぜかについてですが、平成28年11月に、これまで市街地区で敬老会を主催していただいております商工会女性部から、対象者が増加し町民センターに収容できなくなったことや利用者の安全確保の課題などから、平成29年度以降の開催が困難であるというお話がありました。そこで、商工会女性部の申し出について、自治会連合会役員会等で説明をし、一定の御理解を得た上で、商工会女性部が敬老会開催を担っていた39自治会に、商工会女性部による敬老会の開催が困難になった状況と敬老会開催費交付金を活用した敬老会の開催につきまして、それぞれの自治会等で時期や開催方法などを含めた御検討をお願いしたものであります。

3点目の今回敬老会を開催した自治会の数、実施率についてですが、平成29年12月11日現在、交付金の申請を受理した自治会は24団体620名で、交付金対象見込み者数の約40%であります、敬老会は開催

済みであるが交付金の申請手続きを行っていない自治会や新年会等に合わせて敬老会を開催する自治会等もあり、今後申請数は伸びるものと考えております。

なお、平成28年度の交付金を利用した敬老会の開催実績は、18団体、1,221名となっております。

4点目の敬老会が開催されていない自治会等があつて不公平ではないかという声は届いていなかったかとの御質問ですが、そのような御意見やお問い合わせを直接的・間接的にお受けしておりますが、町としましては、自治会や地域の方々による敬老会の開催を全町に広げたいと考えており、お問い合わせには今回の経緯と自治会等による交付金を活用した開催の御検討をお願いしたいとお伝えをしているところでございます。

敬老会の開催は、敬老思想の高揚、高齢者と地域のつながりの深まり、地域による高齢者支援を考える機会等が期待できる貴重な取り組みであると考えており、改めて敬老会開催にかかわる町の支援や自治会等による敬老会の開催方法等に関する情報提供を行いたいと考えております。

5点目の今後の敬老会の開催に当たっての再考についてですが、現在町では長寿を祝福するとともに社会貢献した労をねぎらう事業として、77歳、88歳、99歳の方々に敬老祝い金の贈呈事業を実施しており、敬老会につきましては、自治会等地域の方々がその地域の高齢者の労をねぎらい、その地域で交流していただくための主体的な活動に対して、引き続き側面から支援をしていきたいと考えております。

今後も敬老思想の高揚等を図るために、交付金制度や敬老会開催方法の啓発などを行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（高橋健一君） いや、驚きました。

まさか主体が足寄町でないことを聞いて、今びっくりしたのですけれども、私はてっきり足寄町が主体となって敬老会を行っていたと思えたので。確かにうちの自治会にも、福祉課長の名前で、ことしの敬老会は自治会主体でやりますよという、そういうような連絡を受けてますよね。何か逃げているのではないかという、そんな感じもするのですけれども。

それで、やはりある程度町が決めてやらなければ、敬老会などもうほとんどこれから不可能になってくるのではないのですかね。自治会活動もそうなのですけれども、ある程度役場が動いてくれなければ、あんたら、自治会活動も敬老会もあんたら自分たちでやりなさいと、そういうことでは何か先行きがちょっと怪しい。やっぱり役場に対する不信感も出てくるのではないかと、私はそれを心配しています。

やはりある程度そういう、何というのかな、青写真を役場がつくって、そしてみんなで話し合っていこうという、そういう姿勢が大事なのではないですか。だから結局来年度どうなるかと、わかりませんということと同じですよ。私は少しきょうは期待をしてやってきたのですけれども。

例えば来年度の敬老会、今みんな年寄り、自分が年寄り扱いされるのが嫌だから、そんなの、敬老会なんかやめたほうがいいのではないかと、それも一つの一案かもしれないのですけれども、前に戻ってですね、前に戻って、たくさん75歳以上の年齢の方が多くなってきたから2回に分けるとか、それからまたは不公平感がないように、とにかく今回は町の人たちの不公平感なのですよね。うち全然呼ばれてないよとか、うち無視されてるよとか、そういうのが多かったものですからね。それなら全員に、75歳以上全員に何か景品を差し上げる、記念品を差し上げるとか、そういうことも大事ではないかと。

私はすごく今回期待していたのは、いわゆる小池都知事流ではないのですけれども、いろ

いろなものを合わせてアウフヘーベンして、そして何かみんながどっきりするようなすばらしい何か案が出てくるのではないかと思っ、町長に期待していたのですけれども、残念ながらそういうのはありませんでした。

今後、今後はどういうふうに、それでは町としてアドバイスしていくのか。来年度の敬老会がすごく心配ですけれども、それは完全にほかのところに任せて終わりということになるのですか。それをちょっとお聞きしたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

まず現在の商工会の女性部で担っていた地区39地区のうち、既に補助金、交付金の申請をしていたところでは14地区。ちなみに、答弁書にもございますが、これから新年会等に合わせて実施する自治会等もございまして、ちなみに昨年では33の交付申請がありまして、そのうち12月現在までに申請がされたものが15ということで、まだ昨年でも半分以下の、12月時点では申請になっております。多くは新年会ですとか、まだもう既に実施をしてもやっていないというような、まず状況です。

議員さんがおっしゃるような住民ファーストという観点から町がどう考えるかということでございますけれども、この今回の交付金の、既にそれぞれの自治会、自治会連合会でやっている団体もございまして、商工会の過去の戦後、昭和二十数年くらいから女性の特殊の団体からやられていたものを商工会女性部が引き継いで今までやっていただいたところで、その39団体のうちもう既に14団体がやられている。住民ファーストというのが大きな話になりますけれども、全てを公助、公のものがお膳立てをしなければいけないのか、それからまずは自助で、この敬老会というのはまさしく互助であり共助のものだというふうに私どもは考えておまして、その自治会の活動ですとかという部分でなか

なか機能してない自治会等もありますけれども、私も福祉課としては、この交付金使い勝手のいい交付金だと思ってます。高齢者の人が参加した数、御案内した数によって単価が町から2,500円、社会福祉協議会からは今は500円で、計3,000円の交付金が出ますので、そこでもう既にやっている自治会というのはもういろいろな工夫を凝らして新年会でやったり独自でやったり、あと聞くところによっては料亭とかお食事会をやってお祝いをしたり、あと温泉に行ったりとか、いろいろな仕組みでやっているところがあって、もう既にやっている地域からいうと、それはそれぞれの自治会に任せたい方がいいのではないかと。それぞれの自治会でやるのがいいのではないかと。というお声もありますし、お祝いをされてない高齢者の方からとったら何で俺らがお祝いされてないのだというところで不公平というのはまさしくそうかと思えますけれども、今回の機会を自治会なりの活動をするあるいいきっかけとして捉えていただいて、私も福祉課もお手伝いをしますし、また自治会の活動という部分で言えば住民課ともお手伝いして、ちょっと話が飛びますけれども、お葬式もできないような自治会があっていいのかという部分であったり、敬老会ができない自治会があるのかというところもあるかと思えますので、そういうところも含めてまず地域のほうで考えていただいて、これでは無理だよ、何が無理なのだというところからいろいろと意見交換をして、今はこのフレームの中で進めたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） 足寄町が2,500円助成しているわけですね、補助金を出しているわけですから、足寄町民はみんなこれ敬老会は町の事業だと思っているのではないのでしょうか。私も思っていましたけれども、その中でやっぱり不公平感がたくさん出てきたと。

確かに私のところも福祉課長のほうから、これいつですかね。随分早くに敬老会開催は自治会にお願いしますよという連絡が丸山課長から文章届いてますけれども。私のところも、あつ、これは町が自治会に振ってきたぞと、敬老会、一生懸命やらなければいけないと、大変だなと思いつつながら、私の東3区自治会は花見のときに一緒に合わせて敬老会やりました。皆さん協力してくれて、高齢者の方も喜んでくれて、ああ、終わった、無事に終わった、よかったなって、そこで済むかと思ったらそうはいかなかったのです。ほかの自治会の方から、あんたのところどうやってやったのとか。もっと具体的に言いますと、はるにれ団地の方から、うちは自治会がないのだと。それも旭町から移動してきた人たちがまだ11世帯あるわけですけども、その人たちがどうしたらいいのか、戸惑っているのですよね。だから私のところに連絡が来たから、まだ自治会もできてないのだけれども、敬老会やっていただけるのだろうか、町の方がやってくれるのだろうかという人いましたからね、大丈夫ですよ、町のほうに連絡してくださいと、私うそ言ってしまったらしいのですけれどもね。その旨伝えたのですよね。だけれどもその後、後で確認したところ、その敬老会は開催されていません。

そして、自治会も88自治会あるのですよ。それで実施率が40%、これならやらないほうがいいのではないかと思いますよね。せっかく今まで例年町民センターに集まって、みんな楽しみにしている。お年寄りも来年も楽しみにしているよと、250人前後の方が集まってらっしゃるのですよね。その中で実施されてきた。せっかくのそれ、楽しみにしていたものが全くなくなってしまって、そしてことし新しく変わったから大変だったのかもしれないですけども、ちょっとがっかりしたよと。急に何か気持ちが沈んでしまう。そういう結果になったと思うのですよね。それに対してどのような責任を感じるのか、感じないのかわかりませんが、そ

れも含めて、来年度ですね、来年度どういうふうな指導をしていくのかをお伺いしたいのですけれども、よろしく。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

ちなみに今の40%というのは12月11日現在ということで、これからの啓発の仕方、また自治会との御相談の仕方、まだやってない自治会とのこちら、これからの働きかけなり、例示としてこんなやり方もありますよというような形でやればもう少し伸びるでしょうし、そういうこともやらなくてもまだ、もう既にやっている自治会や、もう1月にやる自治会もあるので、ちょっとパーセントは何とも言えませんけれども、去年よりは当然落ちるかというところは、未実施がほぼ、できないような団体もあるかというところはありますけれども、それほど落ちないのかなというところでございます。

通知としましては、29年1月27日、29年1月27日の自治会回覧で御案内してまますけれども、自治会回覧では文章としましては、これまで敬老会を開催していた自治会や自治区連合会等への補助ということで、町がもともとやっていたとか何とかというのではなくて、商工会ができません、できなくなりましたと。もともと各団体ですとか、自治会への補助というものを制度としてありますので、御検討くださいという形で、まず前提として町はそれぞれの地域なり団体がやっていた敬老会に支援をしていたということが皆さんにとっては、商工会がやっていたのだけれども、それは町が委託していたのだろうというイメージがあるのかということで、原点に振り返って町がまたこの事業を、またというか商工会から引き継ぐかというところ、その考えは全く商工会のお話あったときもなく、もう繰り返しになりますけれども、この機会にいろいろな地域、それぞれの地域でそれぞれの身近なところでお祝いをしていただくような形で進めようという考えでございます

て、ことしは過渡期だと思いますけれども、できれば自治会活動の一環としてこの敬老会をうまく使っていただくような、町としては支援をしていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） 何かだんだん、だんだんこの町民目線から離れていくような感じでちょっと寂しいのですけれどもね。やはりしっかり議論は尽くして、やるのならやる、やらないのならやらないという役場が判断してください。それでなかったら、町の人には納得いかないと思うのですよね。そういう形で来年度も、やはり今のような不公平感が残るような敬老会であれば私はもう賛成できない。

ぜひ、もう一回原点に立ち返ってもっとお年寄りの意見をたくさんいっぱい聞いて、職員の方もたくさんいらっしゃるのだから、コンピューターの画面ばかり見てないで、自分の目と耳と足があるのですから、それでどんどん、どんどん町へ出て行って、お年寄りの意見を聞いたもらいたいですね。そして、お年寄りの方に本当に満足いくそういうような形、やる、やらないにしても、そういう形で敬老会をまた考えていていただきたい。

最後に町長のコメントをいただいて、この質問を終了させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど来から福祉課長から答弁をさせていただいているところでありますけれども、従来の敬老会の開催の仕方と大きく変わったというのは市街地なのです。すなわち、市街地の自治会数でいくと、39自治会ですね。この39自治会にお住まいのお年寄りについては、商工会の女性部が長年敬老会を担っていただいたということなのです。

毎年私も案内いただいておりますから参加をさ

せていただけてますけれども、もう町民センターもいっぱいになってしまう、だんだん、だんだんお年寄りの数がふえてですね。それとあとやっぱり広い範囲、39自治会ですから、町民センターまで来るときの、先ほどもお答えしたとおり、事故だとかそういうことも心配だよねと、器の問題ですよ。1カ所に入り切れないという問題。それで商工会、それからもっと言えば商工会の担っていた女性部の皆さん方もこれまたお手伝いをいただく人員不足だとか、そういうことも相まって具体的に、もう女性部でこれ担うのはちょっと困難だという、こういうお話があったものですから、それで町としましては、連合自治会の役員会などにもお諮りをしてほかの地区はそれぞれの単位自治会、あるいは連合の自治会、私がいる下愛冠も連合自治会で、単位でなくて連合自治会で開催をしているということもあるものですから、そういう例も含めてぜひこれまで商工会女性部が担っていただいた分については、それぞれの自治会で開催すべく検討協議をしてくれという問題提起をさせていただいて、今年度実際に当たっていただいたというようなことになっているということでございます。

議員からは町が主催でというお話もいただきましたけれども、これはやっぱりまちづくりの一つの原点といいますか、これはやはり町がやるというよりも私の思いとしてはやっぱりそれぞれの地域で密着しているところで、やっぱり皆さんでお祝いをしていくということが私は将来のまちづくりにとっても極めて重要なことではないのかと、こんになふうに思っているところでございます。

それから先ほどお話いただいた新しく役場の北側に造成してます、はるにれ団地の関係、先日もちょうと報告受けました。実は自治会ができていない。議員がいる自治会のほうとの加入ということも検討したようでありましてけれども、そこはやっぱり大所帯になってしまってそれは難しいという、こういう経過報告も受けましたから、これは町の住民課

住民活動係を中心に新たな自治会という形になるのか、線引きどこからするのかということも、区域をどこにするのかということも含めて、この点については町のほうも積極的にかかわって、一刻も早く自治会組織を立ち上げていくべく努力をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、長寿をお祝いをするという敬老祝い金制度も、これはもういろいろ変遷をたどってますけれども、今現在は先ほどお答えしたとおり、節目節目に敬老祝い金を贈呈をしている。そして敬老会については、これはもう敬老の日という国民の祝日も指定されているわけでありますから、これはやはりそれぞれの地域で、地域で密着した形の中で開催していただけるように引き続き私どものほうからも、それぞれの単位自治会に対する、あるいは連合自治会に対しても働きかけをしていきたいというふうに思ってますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） やはり何事も役場の人たちが動いてくれなければなかなか動かないという部分があるのですよね。だからそれをお願いしたい。役場は本当に人材の宝庫なのですから、そういう人たちが若いですしね、そういう人たちの活力をやはりまずは活用していただきたいと。そうすると、少しずつ動いてくるのではないかと。全く、例えばはるにれ団地の場合はとまってしまっているのですよね。全くとまってしまっている。突破口がないのですよね。だからその突破口をぜひ役場の職員の方々にお願いしたい。そこで私の1番目の質問を終了させていただきます。

2番目行きます。

二つ目です。二つ目の質問です。

道道植坂足寄停車場線、いわゆるその東通です。東通の安全性について。

1、東通の全長は何メートルあるか。また、この東通に交差する町道は何本あるかを

お尋ねしたい。

2、この東通に交差する町道には、一時停止の道路標識が一つもありません。当然、信号機も横断歩道もありません。東通の東側にははるにれ団地があり、高齢者がこの東通を横断するときに大きな危険性を伴うことが予想されます。何かよい対策はないかをお尋ねしたい。

3、この地域で安全対策の不備に起因する事故の報告はないか、お尋ねしたい。

4、ドライバーにとっても街路樹が視界を遮り、安全性に問題があるとの指摘があります。この街路樹の撤去は考えられないか。

5、ぜひ一度この機会に、東通の安全性を検証し直して対策を講じていただきたいと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋議員の2点目の質問にお答えをいたします。

道道植坂足寄停車場線、東通の安全性についてでございますが、1点目の東通の全長は何メートルあるか、またこの東通に交差する町道は何本あるかについてでございますが、東通は起点を足寄町北6条1丁目、国道242号の交点から終点を足寄町北1条4丁目、国道241号の交点とする総延長1,073.58メートルの都市計画道路であります。また、東通には、町道庁舎前通ほか10路線が交差しております。

2点目の東通に交差する町道には一時停止の道路標識、信号機や横断歩道もなく、高齢者等が横断する際危険なため、何かよい対策はないかについてでございますが、東通の整備が完了し交通を開放するに当たり、本別警察署と協議を行い、信号機や規制標識等の設置を要望してまいりましたが、予算の都合上設置されなかったものであります。

現在、沿道には多くの住宅が建ち並ぶほか、高齢者等複合施設や公営住宅が建設され、東通を整備した当時と比較すると、人の流れが変わっているほか、国道への迂回路と

しての利用により交通量も増加しておりますことから、今後沿道の歩行者数等の交通状況や高齢者施設等の立地条件等を注視をし、安全対策について関係機関と協議をしてみたいと考えております。

3点目のこの地域で安全対策の不備に起因する事故の報告はないかについてでございますが、本別警察署から安全対策の不備を原因とする交通事故が発生したとの報告は受けておりません。

4点目のドライバーにとって、街路樹が視界を遮り安全性に問題があるので撤去できないかについてでございますが、町道から東通へ通行する際に運転者の視界を妨げていた街路樹16本を昨年7月に伐採したところであり、今後も交通安全上支障となった場合は、道路管理者である北海道と協議の上、適宜対応してまいります。

5点目のこの機会に東通の安全性を検証し直し、対策を講じていただきたいについてでございますが、現在沿道では障害者就労支援事業所や公営住宅はるにれ団地の建設が行われているほか、一般住宅の新築も予想されていることから、2点目の御質問でお答えしたとおり、周辺環境の動向を注視をしながら、道路管理者の北海道、さらには本別警察署等の関係機関との協議、検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（高橋健一君） この質問に至りましたのも、私が所属する東3区自治会なのですが、この東3区自治会というのは実はこの東通、そこにある東通によって二つに分断されているのです。東通の西側に1班から6班、そして東側に7班、まさに国境の何か壁のような、そんな感じになって、それで交流するときにも、よく我々の東3区自治会の中で話し合うのですけれども、あそこ通れないよね、大変だと、横断歩道もないし停止

線ひとつないのですよね。そして最近、うちの自治会の話し合いの中で出てくるのは、はるにれ団地の工事で大型ダンプがどんどん、どんどん入ってくると。すごく危険じゃないかと。そして一番の悪玉は、一番悪いところはどこかという、ちょうど森林管理署のところですね、森林管理署と町道北3条通ですか、そこが交差するところ、あそこは狭くて本当に視界がよくない。それで、確かに東側からあそこずっと東通横断しようと思うと、あのでかい大きな東通が視界から消えるのですよね。まっすぐお寺のほうに、視線がまっすぐお寺のほうの道に行ってしまうものですから、横が見えなくなって盲点になってしまふ。それで、あそこが危ないよねという、皆さんの車であそこ横断するときに感じることを、私も実際やってみたけれども、確かにあの大きな東通が視界から消えてしまふ。家もありますしね。それで邪魔になっている部分もあって、あそこが一番悪いという、そういう話が出てきています。

実は私もきょうここに来るときに、あの東通、通るのですけれども、カーブもありますし、ちょうど森林管理署のところから私出てくるのですけれども、横断するときに右左見に行こうと思ったら車が来ると。そして何とか無事に横断しても、今はちょっと雪が積もってますから、雪が積もって歩道に上がれない。私は車道の中で立ち往生してしまうという、そんな感じできょうやってまいりましたけれども、いや、実際郵便局まで歩いてくればいいのですよね。あそこに一つだけ横断歩道ありますから、国道のところ。そこまで歩けばいいと思いますけれども、なかなかそういうことしないものですから、私も悪いのかもしれないですけれども、やはりどうしても安全対策が問題になる。

町長おっしゃったように、お願いしているのだと。道のほうにもお願いしてますし、公安のほうにもお願いしているのかもしれないですけれども、ただお願いしているのだけではやらないことと同じではないかと。やっぱ

りもっと具体的にもうちょっと大きな働きかけをしなければいけないのではないかなと私は思っているわけですよ。

ではどうやって公安を動かすのかと、公安委員会をどうやって動かしたらいいのかという問題ですよ。私は大した頭がよくないですから知恵もないのですけれども、この道路を、今回一般質問することにおいても、ちょっと歩いてみたのですけれども、いい道路ですよ。郵便局歩いてきて役場があるのですか、役場があって、そして今新しい障害者の施設もできてますし、はるにれ団地があってむすびれっじがあって、それからずっと行きますと今度は森林管理署があって、九州大学がある。何かまさに足寄町の中心地みたいな、いわゆるメインストリートになる、そういう通りではないかと思って感心して歩いてました。そして、歩いていると、ジョギングされている方もいるし、それから犬の散歩されている方もいると。そしてこの憎き街路樹なのですけれども、雪が積もっていると結構幻想的でいい感じなのですよね。上に電線が走ってますから、あの電線から電気通ってイルミネーションにしたらすばらしい道路になるのではないかと。そんなこと妄想しながら歩いてました。なかなかいい通りかもしれません。今どきですから、特に感じるのかもしれないのですけれども、あそこにサンタクロースがこう、トナカイさんに引っ張られてあの辺そりで歩くと、何か幻想的でいい雰囲気になるなと考えてました。

だから私、何を言いたいのかというと、あそこももっと中心だよと、足寄町にとってもっとも中心の道路なのだから、公安の人たちもちょっと見てきてと、道の人たちも見てごらんさいと、いいでしょうと。だけれども、車も多いし安全も考えなければいけない。そうしたら、そんなことになる、なかなかいいね、公安の人もここは、ではここに停止線つけましょう、ここに標識つけましょう、ではこの辺には横断歩道も必要なのではないかということで、そういうことで心を動

かすことによって、いろいろなものをつけてくれるのではないかと。

私も交通安全協会にいますけれども、なかなかその交通安全協会の例会の中で話しても、そうだよ、危ないよで終わってしまうのです。さっきの町長と同じで、お願いしますよ、なかなか先に進まないのですよね。だから何か具体的なものをぼんと上げて、さあ、どうなんだと。こんなにすばらしいよと、ちょっと見に来てと、公安の人すごいでしょうと。だけれども、車も通るし年寄りも多いし大変なのだからつけなきゃだめでしょう、損だよというような形で持つていく方法もあるのではないと思いますけれども、町長、私の意見どうでしょうか。今とっさに出てきたことなのですから、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） もう少し東通の経過、この交通安全対策にかかわる経過、少しお話をさせていただきたいというふうに思うのですが、実はまずこの国道との信号機、これも実はやっとならしてもらったということなのです。これも、私も実際警察署と公安の関係でいきますと、まずは本別警察署にお願いに行き、そして釧路方面本部、ここに公安がありますから、釧路まで行ってお願いをしてまいりました。そのときのこの開設にあわせてつけてくれとお話ししたのですが、そのときの公安からの回答につきましては、釧路方面本部管内で信号機に予算、実は4カ所しかないのだと。この答え聞いたらもう4カ所しかないということは、もう間違いなく交通量の多い都市部。だけれども事故起きたら、これはおそいのですよという話も含めて、これも粘り強くやりながらやっとなら、ある道議の力も借りたのですけれども、やっとなら設置が数年後にされたということでもあります。

それとあと、特に東通と交差する箇所、これは子どもセンターから来る少し太い道路、ここにはやっぱり一旦停止の標識必要だよ。それから、北6条の国道との交点、ここ

だつて要るよね。もっと言えば、ここにも信号機という話もしたのですが、実はこの一旦停止の標識すらままならなかったということなのです。そこで、どういう対応といいますか、やったかという、じゃ、もう町費でつけるよと。それ認めてくれという、そんなやり取りもしました。しかし、これまた設置についてはやっぱり公安の権限でありますから、じゃもう町が勝手にやるから黙認してくれという、そういう乱暴なやり取りもさせていただいて、正直申し上げまして、この2カ所については、今一応、とまれだとかそういうある程度の表示をしています。実はあれ、町がやりました。これはもう公安理解してくれということで、事故起きたら遅いということで、そういう経過もあるということでございます。

町内には、この東通以外にもいろいろ交差点たくさんあります。全ての交差点に一旦停止等々含めてその設置ができるのかということ、これもまたなかなか難しい。それからまた一方で、交通法規もあるわけでありまして、これはやっぱり我々がその道路を利用する上で守らなければいけない交通ルールもあるということも事実であります。ただ、議員仰せのとおり、やっぱり重要な部分についてはやっぱりこれからもしっかりと、諦めることなく要請し続ける。それから本当に、途中で横断歩道の必要性なども含めて、これは施設も随分建ってきたというのもありますから、これは地域の方々とも相談をさせていただきながら、具体の横断歩道の設置などについても要請をしていきたいなど、こんなふうに考えているところでございます。

また、街路樹の関係についても、本当に見た目はすばらしい街路樹なのですが、実はこれも私は、これお金かけて植栽したのですけれども、やっぱりこれ交通安全上だめだよということも含めて担当のほうに言って、とりわけ交差点のところについてはやっぱり少し間引きも含めてやれということで、これある意味、税金を使って植樹したわけですから、

ある意味申しわけない思いもあったのですけれども、しかし重大事故が発生しては大変だということで、そういうこともこの間実施をしてきてますし、また昨年も、先ほどお答えしたとおり、ある程度間引きをしてきているということでもあります。またあの木の性格上、見た目はいいのですけれども、下から三角になってこうしているものですから、車目線から見たらもう歩道のところに、例えば子どもさんが歩いているね、お年寄りが歩いているねといったら全然もう見えないわけですから、それはやっぱり植栽の間隔含めて、先日もちょっと打ち合わせしたのですけれども、場合によっては、枝払いではないのですけれども、運転席の目線からいって下のほうだけでもちょっと枝を落とすみたいなの、それやってしまったら木が枯れてしまうのかどうなのかも含めて、そんな方法、ですから間引きをするのか、あるいは下のほうを落とすことも可能なのかも含めて、これからも検討課題だねということも、先日も打ち合わせをしたばかりでございます。

引き続き、交通事故が起きては大変でありますから、安全管理にはしっかりと管理者である北海道、ここで言えば旧土木現業所、建設管理部さんとも打ち合わせをしながら、あるいは関係機関、警察署、あるいは公安委員会もほうにも引き続き働きかけを努めていきたいというふうに考えてますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） やはり、1,000メートル、1キロを超えるああいう交通量の激しい道路に1本も停止線がないというのは驚きですね。町長もそういう点では、公安のほうに話、働きかけてくださっているのはありがたいのですけれども、なかなか一向に動かないということですね。だから町でやればいいのだとか、私の自治会でも勝手に線引こうかなと思っただめですよね、これ。道交法で定められていますから、私が逮捕され

ることになってしまいますので、それはできないのですけれども。

街路樹に関しても、私もあれも親のかたきみたいに考えていたのですけれども、見た目いいのですよね、何か。雪なんか積もっているとすごく幻想的な感じでいいですよね。ちょっと何か枯れている部分があって、それちょっと見苦しいのですけれども。あの沿線、九州大学に森林管理所ですよね。何かいわゆる木の町の足寄町として何か似つかわしいなと。木のぬくもりを感じるカラマツのベンチでも置いたらいいですよね、あの辺にね。そうすると、非常に癒やしの場所になるのではないかなんていう、何か全然違うことを考えながら歩いてしまったのですけれども。やはり何と言っても安全、安全第一ですので、少なくとも本当に危ないところ、どんどん、どんどん大型の車両が入るようなところには、標識の一つは絶対もう町長命かけてでも公安にかけ合っていたらいいです。私もすぐ人のせいにするので、それも反省して言えば、例えばうちの立場、例えば東3区、分断されておりますね。国境の壁で分断されている。東3区の自治会長として何ができるのか。例えば公安の、署名を集めて例えば公安のほうに要望書を出すとか、そういうことも可能なかなと、自分の中では考えています。たたき台がちょっとわからないので、もしも町で示していただければ私歩いて署名活動でもしたいと思えますし、町ぐるみで私が本当に自分の自治会の話ですから、非常に危険が伴う道路ですので、それでいて魅力のある道路だと思っていますので、そういう形で自分も動きたいと思えますので、どうぞ協力よろしくお願ひします。意外といい道路だったという感じがします。

最後にもう一回町長にコメントいただいて、私の一般質問を終了させていただきます。ひとつよろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 本当に議員仰せのとおり、せっかくだいい道路つくってもこの規

制も含めて安全対策がしっかりできてなかったことを起因とする事故なんてことにはならないように、これはもうそんなことあっては大変ですから、これも引き続き、この東通に限定するわけでありませんが、危険と思われるところにつきましては、引き続き北海道の予算が厳しいというのも、これは私どもも承知してはいますが、しかしやっぱり交通事故というのはやっぱり人命にかかわることですので、引き続きまた関係機関とも連携をしながら継続して要請活動をしていきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番高橋健一君の一般質問を終えます。

次に、4番木村明雄君。

（4番木村明雄君 登壇）

○4番（木村明雄君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

我が町の浴場対策についてであります。

今から30年前には、我が町足寄町の町なかにも大衆浴場・銭湯が2軒営業していましたが、足寄温泉の開業とともに2軒とも廃業をいたしました。

現在、30年続いた足寄温泉も先月、先々月でしたか、廃業になり、町なかには浴場のない状況が続き、若者やお年寄りの入浴設備のない人たちがおり、町としても苦渋の選択として急遽むすびれっじの浴場を開放し、現在40名以上の利用者がおると聞いております。

これはあくまでもむすびれっじの浴場であり、浴場も小さく目的外使用であり、後には無理が生じる恐れがあります。これは間に合わせの短期使用であり、長期使用にはするということにはならないのではないかと考えま

すが、これについてお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員の我が町の浴場対策についての一般質問にお答えをいたします。

本町には、市街地に大正時代から営業を開始した2軒の公衆浴場がありましたが、うち1軒は平成6年5月に、残る1軒も平成18年3月に廃業されました。また、昭和62年6月から営業を開始した郊南1丁目の温泉施設足寄温泉は約30年にわたり住民の健康増進等に貴重な役割を担っていただきましたが、本年10月25日をもって町民に惜しまれつつ廃業をいたしました。

足寄温泉の廃業に伴い、温泉を利用していただ住民の皆様に影響が及ばないように高齢者等複合施設むすびれっじを代替施設として利用することを急遽決定をし、足寄温泉廃業日の翌日10月26日から利用を始め、11月30日現在、50名に利用証を交付をいたしております。

木村議員の、浴場も小さく目的外使用であり、後に無理が生ずる恐れがあるとの御指摘につきましては、浴場利用者は男女合わせ1日平均約13名となっており、利用時間帯を各自調整するなどをしているためか、浴場が小さいとの苦情は聞いておりません。また、自宅に入浴設備がない方のため、早急に結論を得る必要があったことから、協議の結果、むすびれっじの浴場を代替施設として利用することを決定したものであります。

公衆浴場は地域住民の健康保持と公衆衛生上大切な施設であるとともに、コミュニケーションを図る場としての役割もあることから、市街地に入浴施設がなくなったことにつきましては、町といたしましても大変憂慮しているところであります。

今後につきましては、公衆浴場を取り巻く現状や長年続いた公衆浴場が廃業に至った経緯やその要因を考えたとき、町による公衆浴場の新設は大変難しい状況にあるものと思われれます。したがって、当分の間はむすび

れっじの入浴施設の利用を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
4番。

○4番（木村明雄君） これからこれが続くと今町長のほうから御意見ありましたけれども、ここで私ひとつ提案をしたいと考えます。

足寄道の駅が国交省から北海道ではこのたび初めて我が町がモデル選定を受けたわけがあります。今後我が町の集客のためにも、浴場問題解消のためにもある程度予算をかけても思い切った処置として、足寄道の駅に温泉をつくったならどうなのかと考えるわけがあります。

昔は出会いと別れの足寄駅、現在は旅人の思い出の道の駅になります。あの便利な場所を中心に町民は毎日希望を抱きながら暮らしてきたといっても過言ではないと考えます。

あの道の駅の西側、フクハラ側に温泉をつくる場所はあるのではないかと考えます。または、またお湯については新たにボーリングをするよりも里見が丘の温水プールのお湯を利用するのはどうなのかということも考えるわけがあります。

温泉の噴出量はどうか。それから温水の温度はどうか。噴出量があり温度が高ければ、あの温水を道の駅まで引くのは可能ではないかと、そういうふうにも考えるわけですが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員から大胆な御意見を頂戴いたしました。

実は、旧駅舎のところ道の駅に指定されまして、道の駅を中心として町の活性化を図っていこうということも含めて、実は町民の方々が参加をさせていただいたワーキンググループで、当時は国道の拡幅問題もあったのですけれども、その中のワーキンググループ

の提案書をいただいているのですけれども、そのときにも実は温泉施設まではいかなかったのですけれども、足湯の設置などについても実は提言をいただいたところでもございます。種々検討をいたしましたけれども、これはやっぱり現実的にそれは難しいねということで断念をしたところであります。

まずあそこに温泉施設をつくってはどうかというのは、全道各地で道の駅で何カ所かそういう施設を持っているところがあります。これ、正直言って、町が直営になる温泉施設あるいは第三セクターでの温泉施設、どこもこれ苦戦しているのですよ。現実的に考えたときに町で建てるということは、これはもう私は否定的な見解を持っているところでございます。

なお足湯については御案内のとおり、里見が丘公園、議員仰せの体育館の暖房用の温泉の井戸でもあるわけですから、これは温泉プールにも送ってます。それでもまだ廃湯する段階でまだ温度が高いということで、実は体育館斜め前の、以前は噴水を設置したのですけれども、これ噴水が壊れたということもあって、これを契機に噴水を復活させるのではなくて足湯にしようということで、あそこに足湯をつくったということでございます。

それとあわせて足寄温泉が残念ながらやめるということになって、実はあの跡地は実は町内のある方が取得をされております。やめでもう知らないということではなくて、あの温泉含めてあの一帯町内の方が取得をしたということでもありますから、これからぜひ新しい施設の建設も含めて、町のほうとしても働きかけをしていきたいなというふうに思ってますし、さきの議会で高橋健一議員からの質問にもお答えしましたけれども、仮にそういう事業が起こるといってれば町の支援策は考えているのかという、こういう御質問をいただいたわけでもありますけれども、これが具現化した段階では当然町としても可能な限りの支援をしていく、そういう中で何とかその温泉を再開をしていただくべく町とし

でも働きかけ、あるいは努力を、あるいは支援をしていきたいというふうに考えてますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） 何と言いましても我が町のこの浴場問題につきましては大きな予算を伴う、そしてまた課題それから難題であります。本当に頭の痛い問題であります。これについて、どうしたならこの難題を町民の付託にこたえられることができるのか。

現在40名以上の入浴施設のない人たちのほかに、足寄町へ仕事で訪れる会社員、もしくは作業員、そして旅行者、それからキャンプに訪れる旅人、町なかに温泉施設でもあれば利用したい、そんなような希望者、それからまた町民の皆さん、この方々それらを1年間を通してこの町として把握しているのかどうか、その辺にもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 今の御質問でございますけれども、年間通して町内にいらっしゃる観光客の方ですとかキャンプの方ですとか、お仕事に来られている方だとか、そういった方々で温泉に入りたいと、温泉といいますか、銭湯ですね。そういったものを利用したいという方がどのくらいいるのかというようなことでございますけれども、それについては町では把握をしてございませんので、御理解いただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） 今把握してないという意見があったわけなのですけれども、これについてやはりこれから先に向けては把握して、やはり考えてみる必要があるのではないかと、私思うわけなのですよね。

これから先に高齢化社会を迎える、また保養そして憩いの場を設ける。そしてまた癒やしを求める人たちがやはりふえているのでは

ないかという気もするわけなのですよね。

これ本当に温泉が好きだという形の中で、足寄町だって相当に違う町へ温泉入りに行く、癒やしを求めるといっているのではないかと、私はそんなふうに考えるわけなのですけれども。何としてでもこれからこの問題については、やはり真剣に考えていかなければならないのかなという、私はそんな気がするわけなのです。

これから先に向けての一つの大きな問題というのは、やはりむすびれっじを今利用しているからこれは何の問題もないのだということではなくして、やはり長い目で見て考えていく必要があるのではないかなという気がするわけなのですよね。

そこで、これからもむすびれっじを利用するのか、新しく浴場をつくるのか、そしてまた温泉を発掘するのか、これはきっと金がかかるからできないと言われるのだと思うけれども、この辺をもう一度総体的に考えた形の中で町長に御意見を伺いたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほどもお答えしたとおり、まずは、まずは廃業した足寄温泉、これ町内の方が取得したというのは、これはもう私も情報いただいていますから、その方にできるだけ早く何とか再開をしていただくといえますか、新たな事業を立ち上げをしていただくべく引き続き情報収集あるいは町の支援、こんな支援も考えているよということも含めて要請をしながら、あの場所で新たな施設の実現に向けて町としても努力をしていきたいなというふうに思っております。

町が直接新たなものを建てるだとか、あるいは新たな泉源を掘るといえる考えは全くございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかりました。

これからの将来、未来に向け、そしてまた

こうして毎日仕事をして苦勞したけれども、足寄町に住んでいてよかったと、そんなことの思えるような、今そしておかげさんで幸せだよと、そんなことの思えるような足寄町になることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて4番木村明雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

11時15分から再開をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、1番熊澤芳潔君。

（1番熊澤芳潔君 登壇）

○1番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、公衆浴場の設置について。

質問の内容でございますけれども、足寄町内の唯一の公衆浴場が10月25日をもって営業を終えたが、市街地唯一の公衆浴場でした。現在は町高齢者等複合施設むすびれっじの浴室を代替浴場として利用をして利用者に開放しているが、利用者のアンケート調査では40人の利用希望があったが、現在はそれ以上の希望と聞いている。

また、里見が丘キャンプ場利用者700人以上の中での一部が足寄温泉を利用していた。そのほか一般利用者を考えたとき、公衆浴場の有無によっては町の活性化等に大きな影響があると考えている。

ブログ等では足寄温泉の閉店について、御夫婦の方々から、悲しすぎる、心から愛していた温泉が閉店、引っ越してきたときから20年前から通っていたことなど、多くの方々から惜しむ声がかかれていますが、行政はこの方々の声を無駄にすることのないよう優先課題として答えを早く出す必要があると思うが、次の点についてお聞きしたい。

一つ、足寄温泉（公衆浴場）の閉店に伴う今日までの、きょうまでの協議経過について。

それから二つ目、40人以上の代替浴場利用者に対する衛生管理について。

それから三つ目、昭和56年法律第68号公衆浴場の確保のため特別措置に関する法律1つ目的、2つ定義、3つ国及び地方公共団体の任務、4活用についての配慮等、5つ目貸し付けについての配慮、6つ目助成等についての配慮とあるが、この法律を見るとき、足寄町は公衆浴場の設置に向けて早急な対応が必要と思われませんが、以上3点について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の公衆浴場の設置についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の足寄温泉の閉店に伴う今日までの協議経過についてであります。足寄温泉の廃業に伴い本年10月26日から高齢者等複合施設むすびれっじを代替施設として利用することを決定するに至った経過等につきましては、10月24日に招集していただいた全員協議会において御説明したとおりであります。

その後につきましては、当分の間はむすびれっじの入浴施設を利用せざるを得ない状況にありますことから、公設または民間による公衆浴場の設置等の検討・協議は行っておりません。

なお、先ほどの木村議員の質問にお答えしたとおり、足寄温泉の跡地を民間の方が、先月取得したという情報をいただいておりますので、今後具体の検討・協議に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の40人以上の代替浴場利用者に対する衛生面についてであります。入浴施設利用に係る利用証は11月30日現在50名に交付をしており、延べ381名、1日平均約13名の利用がありました。浴場利用者の

増加に伴い、以前よりは多少汚れが目立つとの声を聞いておりますが、むすびれっじではこれまで行っていた清掃よりも時間をふやす等の対応をしているほか、張り紙等で利用者の衛生的な使用の御協力を促しているところであり、今後も浴場利用者数の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

3点目の昭和56年法律第68号公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の各規定にり、足寄町は公衆浴場の設置に向けて早急な対応が必要でないかとの御質問であります。公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の各規定は十分認識をしているところでもあります。しかし、1点目にお答えしたとおり、当分の間はむすびれっじの入浴施設の利用を最優先することとし、公設による公衆浴場を新たに設置する考えはありませんが、民間による公衆浴場設置のお話があった際には、財政的な支援を含め検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） この質問につきましては、先ほどの木村議員と多く重複しますので、なるべく重複しない形でまたお聞きしたいと思っております。

今回の質問の趣旨でございますけれども、このことにつきましては過去に議会でも議論した経過がございます。市街地内の公衆浴場が、2カ所が1カ所になり遠くなっているという時点で、市街地内の駅周辺に温泉施設も含めてつくってもらえないかと議会でも総務委員会を中心に、また議員の皆様からも商業地帯があるのでお願いした経過がございますけれども、今日まで来たわけでございます。

今回は、市街地内にはなくなったことで、先ほどの私という法律でいう日常生活で欠くことのできない施設とともに住民健康の増進に重要な役割を担っていることであるということからいうと、やはり行政はそういったこ

とを行政として考えていかなければならないのかなという考えがありますけれども、その点についてはちょっとお聞きしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどの木村議員の質問にもお答えしたとおり、町が新たな施設をつくるというのは、これはもう現実的でないというふうに思っております。

温泉のことはちょっと横に置いて、十勝管内あるいは全道のいわゆる公衆浴場という部分ですね、これはやはり各家庭に風呂が普及してきているということもあって、もう廃業する業者が続出しているというようなことであります。ですから、当然そういう施設を設置するというのであれば当然採算ベースということも当然考えなければいけないということでもあります。議員が仰せのとおり、当然法に基づく町の設置義務はありませんけれども、そういった支援だとか協力だとか、そういう規定があるわけでありますから、ですから先ほども少し触れさせていただきましたけれども、まずはやはり足寄温泉の跡を取得した方が新たな施設をつくっていただくということが、これ現実的であろうというふうに思っています。それで当然具体化してきた段階では、私最大の財政支援もしていきたいというふうに思ってますけれども、それは具体化してきた段階で、議会のほうともこんな支援したいということで考えているのでどうだという、そういう御相談もさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

趣旨についてのお答えをいただきましたので、まち後ほど3番目の中で詳しくお聞きしたいと思いますけれども、まず一つ目の関係でございますけれども、経過についてはわかりましたので、2番目から入ってまいりたいと思っております。

代替施設のむすびれっじといえども、水質管理また浴場の管理が必要でありまして、厚生労働省が提出している法律で公衆浴場における衛生管理要領等の改正に基づいて進めているのか、いないのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） むすびれっじの施設の管理を所管している福祉課のほうからお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、関係規定並びに北海道の北海道浴場法施行条例に基づき衛生面ですとか、施設管理面のものは基準を満たすような形で進めております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） そこで、町民の皆様からは、どういう形で伝わっているかわかりませんが、その水槽の水を1週間に1回しかかえていないのだとか、いろいろな形で伝わっているようでございますけれども、ただ1週間といってもちゃんときちっと消毒だとかそういった管理あれば、それはいいのかなと思いますけれども、現実にはどういう管理を、その消毒なり浴槽の消毒なり、また1週間内また10日以内、それから1年以内とかといろいろあるのですけれども、その管理の流れをちょっと、木村議員と重複するものですから、私のほうからもひとつちょっと詳しいことをちょっとお聞きしたいと思いますので、その流れをきちっとお示しいただければありがたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 最初の熊澤議員さんからの一般質問の公衆浴場の設置についてという議題の部分から私どもそちらのほうにまで流れてくるというような事前準備がしていないので、私のちょっと頭の中でなのですけれども、法なり規則に則ってやっていると。使われている方もともと外から使われているわけではなくて、長屋ですとか地域交流の方とか、そういうところで使われていたとき

には使用頻度が低かったもので、今のように10月26日からですから、10月の末から新たな人が入ってきたことによって、やはり浴槽ですとか洗い場ですとかがやはり使用する人の数が多くなっているもので、もともとの利用者にとっては何か汚れているよねとか、お風呂もちょっと汚いよねというお話があるということで、その辺を踏まえてむすびれっじのほうの管理をしている施設長とかと、番台人として雇った方にもきちっと休憩時間、男女の入れかえ時間とかにはきちっと洗っていただくですとか、まめにもうちょっとさらにまめに掃除をしていただくということでお話をさせていただきます。

それで水槽、浴槽のお湯の清潔度なのですが、自動的に24時間ろ過器でするので、ろ過されてろ過の装置の手前で濁っているとか水質を化学的に判断して、必要があれば塩素ですとかが自動注入されるということで、何か塩素とかの注入量は多くなっている。当然水の使用量も多くなっているというお話も聞きまして、まだこれからもうちょっときれいにするという、さらに清潔の維持のために施設のほうでも配慮するというようなお話を聞いてますし、ちょっとしてももうちょっとそちらのほうの利用者の声をちょっと聞いて、また可能な対応をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（松野 孝君） 今の福祉課長がお答えいたしましたとおり、むすびれっじの浴場につきましては、北海道が制定しました公衆浴場法の施行条例に清潔についての基準がございまして、その基準に基づきまして、先ほど福祉課長が申しましたとおり、循環型の連日使用する循環型の浴槽水となっておりますので、先ほど言った公衆浴場法施行条例に基づいた衛生の基準で清掃をしていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） そうだと思いますね。

それでそこには、ちょっと申しわけないのですけれども、細かくて申しわけないのですけれども、浴槽の消毒に当たったことだとか、それから循環浴槽では塩素の使用の量だとか、それから有残量の塩素の濃度だとか、その濃度の量だとか、それからレジオネラ対策要領だとかということがあるわけでございますけれども、そこら辺についてはどうでしょうかね。例えば塩素の量は、浴槽の塩素の量は0.2ミリグラムリッター当たりから0.4ミリグラムだとか。それからそういったほかにも有残量、塩素の濃度だとかということは当然やられておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

施設の設置、整備する段階から自動的に衛生面でお湯を循環させて、かつ公衆浴場法の規定に定まった設備をつくった、工事発注しておりますので、細かな部分でのレジオネラ菌ですとか塩素がどうだという部分までは私今のところ、今回資料として調査をしてみませんが、基準どおりやっているというふうに私は考えてますし、もし何か不都合があれば御指摘をいただいてそれを対応したいと考えてます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

質問の内容の関係でちょっともしかしたら申しわけなかったのですが、いずれにしてもそういった基準値があってやっておられると思いますので、例えば1点だけ、そしたら1週間に1回かえているとかかえてないとかというのはあるのでしょうか。1週間以上なのか、それから1年以内なのか、毎日かえておられるのか、通常の家では毎日かえて入っているとということ、私がちょっと1週間に1回と聞いたよと言いましたら、

えっとびっくりして皆さん、1週間もかえてないのと、こういう返事がいただけるわけですから、それに対してでもそういった塩素の注入等できちんと消毒していれば問題ないのだよということを町民の皆様にもやっぱりわかってもらわなければならないということもございますので、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 1週間、多分1週間なのか十日なのかちょっと日にちのほう私ちょっとそこのほう確認はとれていませんが、ふだんは24時間循環で必ずフィルターにかけて汚いお湯を塩素消毒してまた給湯口から出していると。それで、1週間なのか五日なのか十日に一遍お湯はかえているというお話は聞いていますが、その日数についてはちょっと今のところ私の記憶には持ち合わせていないので、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 当然そういう形でやっていると思いますけれども、町民の皆さん安心するためにもそういったことはきちっとやっておられると思いますけれども、例えば1週間かえなくてもそういった消毒をやってますよということだと思いますので、町民の皆さんわかってもらえる部分があるのかなという気がいたしますけれども、以上2番目につきましては終わりたいと思います。

3番目でございますけれども、木村議員に対しての答弁もいただき、町長は今のところ行政が、行政がかかわった浴場についてはやらないと。現状は土地を買った方々に対して進めながら、そういった方々と進めながら建てるのですよということになるのですけれども、なかなかそこら辺も心配な、町民の皆さんからいえば心配な部分があるわけでございますけれども。

しつこいようではありますが、この特別措置法では、この法律は公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康増進等に関し重要な役割

を担っているにもかかわらず著しく減少して
いってまよということなものですから、こ
ういった法律をつくったのだということだ
ね。そういったことからいうと、足寄は芽登
だとかオンネトー温泉もありますけれども、
市街地内にはないわけで、なくなったとい
うことのでございますので、そういったこと
も含めて優先課題としてなるべく早く十分
協議しながら進めていくということが大切
ではないかなと思いますけれども、町長の御
答弁をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答え
したとおり、新たに取得した方、先月取得
できたという、そういう情報いただきました
から、これはもう一刻も早く、一刻も早く
いっても正直いって従来の施設はもう建物
含めて使い物にならないということだから、
老朽化が原因で旧所有者の方ももうこれ
以上できないということで判断したとお伺
いしますから、やるとすれば新たな施設
ということになるというふうに思います
から、そういう意味では、それこそ1年
単位のちょっとロングスパンになるかな
というふうには思いますけれども、そこ
ら辺取得者の方の計画等々も含めて考
え方をお聞きしながら、そして一刻も
早く新たな施設を建設いただくべく町
のほうも最大の協力支援を検討している
よということも先方にはお伝えしたい
というふうに思っていますので、御理
解いただきたいというふうに思いま
す。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） それで、最後に
町長にもお願いも含めた形で、私の意
見ですのでお聞きください。

お願いですけれども、今後の施設につ
いてはいろいろな流れが出てくるのだ
と思いますけれども、基本はまず市街
地の中にあるということが基本がベ
ターだと思うのですよね。それから
そういったことを先ほどいろいろ木
村議員との話もありましたけれど
も、まず基本はそこでないかなと
私は思うのですけれど

も、足寄温泉につきましては今後あの
温泉の利用についても、果たして温
泉以上にもいろいろな形で利用も
可能でないかなというふうに思
いますし、そういったことを含め
て将来に向けて悔いのない足寄
町の公衆浴場の考え方について
進めていただきたいというふう
にお願いいたしまして、最後に
そのことについての町長の考
え方を聞いて終わりたいと思
いますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 議員仰せ
のとおり、そういった施設は町
なかにあるというのがこれは
もうベストだというふうに私
も思いますけれども、しかし
現実問題としてはやっぱり採
算性の問題も含めて、これは
現実問題としてしっかりと分
析も含めてしていかなくては
いけないというふうに思
っています。

そういう中であっては、や
っぱり郊南地区ちょっと遠
いですが、温泉施設新たに
取得した方が実際にあら
われたということですから、
そこをうまく逆に言えば
町も支援する中で、公衆
浴場、温泉施設でしょう
けれども、公衆浴場として
のそういう機能も果た
していただくべく町とし
てのそういう観点から
最大の支援も含めて、協
力も含めてやっていき
たいというのが私の考
えでございますので、御
理解いただきたいという
ふうに思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、1番
熊澤芳潔君の一般質問を終わります。

次に、8番高道洋子君。

（8番高道洋子君 登壇）

○8番（高道洋子君） 議長のお許
しをいただきましたので、一般
質問通告書に基づいて一般
質問をさせていただきます。

件名、協働のまちづくりについて
（地域力、職員力の向上対策）。

協働のまちづくりとは、地域の課
題解決に向けて、行政単
独では解決できない問題
がある場合、または住民
だけでは解決できない問
題などがある場合に、相
互にお互いの不足を補
い合い、ともに協力して
課題解決に向けた

取り組みをすることであります。

また、協働したほうがサービス提供や行政運営上の効率がよいとされる場合に、協働のまちづくりが推進されるものです。

町長は、立起時に協働のまちづくりの推進を掲げてからはや15年を経過しようとしており、その間さまざまな公約の実現も果たしてきました。

この協働のまちづくりを推進していくためには、行政と町民との信頼関係の構築を欠かすことができません。

昨年、本町が大雨による未曾有の大災害を経験したことは記憶に新しいところです。このような大災害が発生したときこそ、協働の力が最も必要とする場面であり、昨年はこの経験によって行政も町民も協働の力の必要性を痛感したところです。

そこで、次のことについて伺います。

一つ、自治会活動の現状と課題について（地域力）。

二つ、協働のまちづくりには、町職員の町民に対する対応力の強化も必要となりますが、その対策について（職員力）。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高道議員の協働のまちづくりについての一般質問にお答えをいたします。

1点目の自治会活動の現状と課題についてですが、一般的に都市部では地縁的なつながりや共通の価値観は希薄であるか、全くないのに対し、小規模町村では地縁的なつながりは比較的強い傾向にあるものの地域経済の縮小、人口減少や高齢化の進展により自治会等の地域コミュニティの維持が困難になりつつあると言われております。

本町自治会の現状につきましては、昭和57年には118の自治会が設立されておりましたが、現在は人口減少等の影響により、88自治会に減少しております。また加入率は年々低下傾向にあり、本年11月末現在、82.2%となっております。

次に、自治会が抱える課題につきまして、自治会加入の促進と担い手の確保が大きな課題となっております。前述のとおり、加入率は低下しており、若い世代や一人暮らしの世帯で加入率が低く、未加入世帯ほど自治会活動に関心がない傾向にあります。また、自治会役員の高齢化が進み、役割が集中し、人も固定化する傾向にあり、担い手不足の状況にあります。さらには、加入世帯数10未満で構成されている自治会が27あり、これら自治会の再編・統合がかねてからの課題となっております。

自治会活動は日々の暮らしの中で、ごみステーションの管理や地域防災、生活安全、住民相互の親睦交流など、多様化しております。

また、東日本大震災をきっかけとして、自治会の役割と重要性が再認識されております。

本町においても昨年発生した記録的な大雨による災害を受け、本年5月17日に開催された足寄町自治会連合会定期総会において、連合会の会長から各自治会全てに自主防災組織の設立をとの提案がなされ、承認を得たところであります。

大きな災害が発生したとき、災害から身を守るには自分の身は自分で守ることは当然でございますが、一人一人の力には限界があるように、行政の対応にも限界があります。地域の住民が地域の実情に応じて組織化し自主的に連帯して防災・減災活動を行う自主防災組織の必要性に鑑み、本町といたしましても設立に向け、バックアップしてまいりたいと考えております。

自治会はお互いを思いやり、声をかけ合い、助け合うことができるまちづくりの基礎となるとともに、安心して暮らせる生活環境を築くための基本的な組織であり、協働のまちづくりを進める上で最も大切な組織でありますので、自治会が抱える課題解決に向けた取り組みを進めるとともに自治会活動活性化の推進に努めてまいります。

2点目の町職員の町民に対する対応力の強化についての御質問でございますが、議員仰せのとおり、まちづくりには職員の町民に対する対応力の強化は重要なことと考えております。

職員の育成は住民ニーズへの対応、住民目線などを課題と捉え、住民が主役、主人公であるという意識のもとで住民との協働のまちづくりを実践していくという姿勢を基本姿勢として時代の変化に対応できる職員となることを目指しております。

具体的には、自己啓発、職場での研修、職場外での研修などを通じて、その能力開発を図っており、平成28年度の職場外研修は延べ143人が受講をし、この中には接遇研修、交渉力研修、コミュニケーション研修、地域力研修など、対応力に直結する研修もございます。

今後におきましても、人を育てる職場づくりを念頭に住民ニーズを敏感に感じとれ、時代の変化に対応できる職員となるよう育成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申しあげ、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番。

○8番（高道洋子君） 再質問をいたします。

再質問をする前に去年おとし、二、三年前でしたか、町が全町民を対象にまちづくりに関するアンケート調査をしました。それは全町民対象で回収率はたしか25%前後だったと記憶しておりますけれども、この今回協働のまちづくりに関する一般質問をするに当たりまして、この膨大な町民の貴重な声を参考にさせていただき、質問を組み立てました。よろしくお願ひします。

特に協働のまちづくりに対しての意見や行政サービスに対する具体的な御意見がたくさんございまして、またそのアンケートもすごい長い長い大変膨大な資料でございましたの

で、本当に数え切れないほどの町民の方の御意見もございました。

まず再質問の1番ですけれども、ただいま自治会の加入率の推移ですね、低下しているわけですけれども、約、昭和57年には118の自治会が88になったということで、約35年間で七十数%ですか、七十数%に低下しましたよという報告でございました。徐々に低下したと思いますけれども、どのような、この低下に対して町は具体的な検討・対策をどのように立ててきたのか、また今いるのか、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） お答えいたします。

加入率の低下につきましては、足寄町に限らずほかの全国的にも低下傾向にあるのが事実でございます。

足寄町におきましては、転入者が転入届を戸籍、年金担当にいらしたときに当然私どものほうでごみの説明の関係で、分別の関係で説明をいたします。その中で、自治会加入をお願いする御案内を差し上げておりまして、自治会加入のメリット等を御説明しております。

メリットにつきましては、当然町から広報誌等が配付されまじたり、回覧等により福祉や子育て、あるいは道路の通行どめ等の情報も各種情報も的確に得られるということ、あとごみのステーションにつきまして、設置あるいは清掃を行っていたり、あるいは資源集団回収などの環境美化活動、その他防災訓練や夏祭り等の、自治会加入したらこのようなメリットがあるということを説明いたしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 窓口が一番大事なところでないかなと思うわけです。

その際に、今も説明ありましたがけれども、自治会の案内パンフレットというか、そういうきれいな、ようこそ自治会へというような

感じの、そういうパンフレットも専用の、ごみも一緒なのかもしれませんけれども、パンフを渡すことも一つの案ではないかと思いますが、そういうことはなされておりますか。

自治会案内のパンフレット。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（松野 孝君） 足寄町自治会連合会事務局の名称で、「こんにちは、自治会加入の御案内」というリーフレット、パンフを製作しております、こちらの用紙をお渡ししております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） まず転入者の方にはその第一歩として大事なことはないかなと思うわけでございます。

2番目の質問でございますが、自治会の加入率が減っている中で、自治会加入に関する、その前に、町職員の自治会の加入率について伺いたいと思います。その町職員の自治会にどの程度、また入っていない人もいないのか。自治会加入に関する、また新しい新入職員が入ってきたときに、自治会に入るための説明ですね、どのように取り組まれているか伺います。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（松野 孝君） 足寄町、私ども足寄町職員の自治会の加入率につきましては、調査しておりませんので、加入率、職員の加入率についてはお答えはすることができません。

あと総務課のほうで私が勤務したときに聞いた話であります、町職員の採用の際は自治会への加入についても要請しているものと聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 加入率がわからないということでしたけれども、先ほどのアンケート、町民アンケートによると、自治会100%自治会に入っていないという御意見もアンケートの結果ありました。そういうことか

ら、多分入っていない人も、全てではない、若干名だと思いますけれども、その地域、その部署によって、また個人によっているのではないかなと思うわけです。

なぜ、そういう質問をしたかといいますと、町長が協働のまちづくりを掲げている中で、町民に対して協働を呼びかけているにもかかわらず職員の中の人々が個人的な、任意の加入ですから強制力はないかもしれませんが、やはり未加入者がいるということは、町職員が自治会に入らない人が何人かでもいるということは、住民係を初めとして一生懸命加入を、自治会加入を勧めている中であって、それは説得力がないと思うし、それから協働のまちづくりについてもそういう整合性というか町長の考えと職員が自治会に入らないで協働のまちづくり、自治会活動に参加できないということはそういう考えに、間違っている、何と云っていいのでしょうか、違和感があるというふうに思います。

そこで、そういう積極的に新しく入ってきた人、また自治会から抜けた人、いろいろいると思いますけれども、そういう説明、加入、促進に取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 町職員の自治会加入についてきちんと調査したわけでありませんで、加入率はどのくらいになっているのかというのははっきりわかりませんが、ほとんどの者は加入をしているというように考えております。ですから100%とまでは言えませんが、それに近い率になっているというように考えております。

先ほど住民課長のほうからも話ありましたように、新しく役場の職員として採用する場合、そういったときに自治会の加入についても十分お話をして加入をするということで今後進めていきたいという考えで、そういう具合に考えております。

やはり、今でも自治会の中心的な役割を役場の職員が担っているということも結構あ

りますので、そういう形で今後も役場の職員も一住民でありますから、自治会に戻れば自治会の活動をきちんとやっぱり主体的に担っていくという形で進めていければというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 私は中島2区に所属しておりますけれども、ここも自治会長は代々職員のOBの方が頑張ってくれておりますし、それから事務局長、それから総務部長、それも全部現職の役場職員が担っております。だから、役場の職員がいないと大変自治会長も困るわけです。でもしかし、そういういらっしゃらないところもあるわけですから、特に市街地はともかく山の郡部のほうに、集落のほうは本当にそういうこともあるかと思うのですけれども、そういういるとないで本当に活性化も推進力も違ってくるということから踏まえても、ぜひ一人漏れなく100%役場職員は自治会に入っているという形をとっていただきたいと思うわけで、それで質問いたしました。

次に、質問いたします。

自治会活動の担い手の先細りが御答弁の中にも、担い手の確保が課題だというふうに説明がありましたけれども、この担い手の役員とかリーダー、その先細りが予想されますが、町としては何かそういう予測に対して何か具体的な対策をしているかどうか、伺います。

○議長（吉田敏男君） 12時になります。

ここで昼食のため、申しわけありませんけれども、1時まで休憩とさせていただきます。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

住民課長、答弁。

○住民課長（松野 孝君） 高道議員お尋ねの担い手の確保対策はということでござい

ますが、特にこれといった対策は現在しておりません。ただ、担い手の確保の対策のヒントとして、例えば負担を感じさせない、役員について負担を感じさせない配慮だとか、任期を明確化するだとか、あるいは負担を感じさせないというのは例えば会計の負担が一番大きいと思いますので、例えば会計を2人体制にさせていただくとか、あるいは任期につきましても2年あるいは1年というところが多いかと思っておりますけれども、任期について明確化をしていく。あるいは役員が高齢の方が多いということにもなっておりますので、若者が役員になるような、ちょっとこれといって案はありませんけれども、若者が参加しやすい、役員として参加できるような仕組み等を考えていかなければならないかと思っております。

あと、今現在なのですが、北海道町内会連合会が主催いたします道東ブロック研修会におきまして、各役員の方に出席いただきまして自治会についての研修を受講していただきまして勉強していただいているということもありますし、今後も、先ほど言ったヒント等を参考に御相談があれば積極的に行政のほうとしても考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） わかりました。

この担い手対策というのは本当に自治会に限らず各種団体、ボランティア、赤十字奉仕団にしましても、どこの団体においてもこれは本当に傾向としてどこでもある問題でございますが、一つの提案といたしまして、自治会役員の、先ほど固定化されつつあるという御答弁もありましたけれども、自治会役員の軽減、負担軽減を目的に、役場が持っている連合自治会の事務局はもちろんのこと、各単位の自治会の事務局、会計、特に総務部長あたりが一番大変だと思うのですけれども、その総務部長職、事務局として、それを一回役場から出してその単位自治会からも出して、そして一つの組織を立ち上げて、そこで

事務局を担ってもらい、各連合も、それから各単位の88の自治会の事務局、会計、それらを担ってもらいという組織を立ち上げて、そこで負担していただくと。もちろんそれは経費がかかり、負担金ももちろん自治会からも連合会からも課分の負担が必要になってくると思うのですけれども、町が負担してもいいかもしれませんけれども。

それから、もう一つは葬儀委員長の挨拶があります。それも大変それが負担で自治会長しないということが結構あるように聞いております。ですから、ある自治会、町なかの自治会では自治会長と葬儀委員長が2人いて、専ら葬儀委員長、俺が引き受けているのだという話も聞いたことがありますし、それも一つのなり手不足の方策でもあるかもしれないということで、そういう、これとは一緒にならないかもしれないのですけれども、中山間の事務局など経済課の中にもありましたよね。そして全町の中山間の対象団体を、何とこののですか、事務的なことはやりましたけれども、それともちょっと違うかもしれませんけれども、そういう感じのイメージなのですけれども、そういう専属の人を外に置いて、そしてそこが全部取り仕切ってもらいという会計から何からですね。そして、負担軽減することができないか、お伺いしたいと思います。

いきなりの提案ですので、今後検討していただいてもいいのですけれども、どう思うでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

今役場では自治会連合会の事務局を担っておるところでございます。そこはいろいろな自治会の、それぞれの自治会の単位自治会があり、その上に連合自治会があって、自治会連合、最終的に自治会連合会ということで、そういう段階になっているのですけれども、今お話ありました単位自治会の事務局ですとか、それから会計、そういったものもどこか

で1カ所で集約できないかというような、そういうお話だと思うのですけれども、そうすると何か自治会連合会と何か似たような形になってしまうのかなという気もしています。

それぞれ自治会というのは、それぞれ自治会、自治会で各地域での課題だとか、そういったものもありますし、それからその地域、地域でのいろいろな行事だとか、そういったものもあるわけですから、そういうものを全部一括してどこかで事務局を担うだとかというような、かなり難しい話なのかなというように考えてます。

自治会連合会みたいに町内の自治会の、それが集まってそこでやっていく、そういった事務であれば1カ所でやってもいいと思うのですけれども、それぞれの自治会のやり方ややり方というのがありますし、それぞれの行事、地域の課題、そういったものを含めて全部一括にやるというのはなかなか難しいということで、その部分はやはりなかなかそれぞれの自治会でやっぱり担わなければならない事務なのかなと。その事務をどうそれぞれ、その自治会の中で1人に義務を担わせないで、みんなで分担してやっていくのかというのがやっぱり課題になっていくのかなというふうに思ってます。そういった部分はやはりそれぞれ自治会でありますから、それぞれの自分たちのやれる範囲、そういった部分でそれぞれでみんなで担っていこうということで、協働で活動を進めていくというのがやはり自治会としての一番ふさわしい形になるのではないかなというように考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 確かに難しいことは難しいと思います。新たなことを起こすということはそういうことだと思います。

しかし、現実誰の話聞いても、御答弁を聞きましても、人口減少、高齢化に伴う担い手不足、それからなり手がいない。今、本当

に役場のOBやら職員の方がいらっしゃる自治会は何回も繰り返し繰り返しAさんの次にはBさん、Bさんが終わったらCさんというふうに、そういう人たちが回り当番でやってくれているからいいのですけれども、そういう地域ばかりとは限らないので、そういう、特に事務局とか会計とか総務部長、そういうことが困難なところにあってはそういう手助けも大事でないかなと、そうでないとなかなかいろいろ役員改選でもめたりして、そして感情的な見地から脱会していくということもあるやに聞いておるものですから、何かそういう手立てがないかなというふうに思うわけです。また実際日本全国そういう事務局を外に出して、そしてそこで統括してやっているというところもあるし、それから芽室町に至っては自治会だけでなく、いろいろな各種ボランティア、団体、いろいろな団体何百とあるスポーツから何から文化団体から入れると何百とあるのですけれども、それらの団体の事務局を一括してやっている組織を立ち上げてやっているのですよね、現実には。それでうまくいって総会の資料なども総会シーズンになると、総会のいろいろな資料、総会資料、それから収支決算報告、それらを全部そこが担ってくれて、結局は役場の職員が今はそれぞれ自治会はどこか住民課、福祉課では何を持って、教育委員会は何というふうに、みんなそれぞれ担当者が事務局を持っていますけれども、そういうお仕事、それが本業だと言われればそれまでなのですけれども、それが外の組織がやることによって、本来業務を職員ができるという、そういう組織を立ち上げているところもあるわけですね。ですから、頭からそれは不可能だというふうに思わないで検討する余地があるのではないかなと思っております。

次4番目に行きたいと思えます。

町のホームページで、町外からの転入者のために自治会の情報どのように発信しているか伺いたいと思えます。

このホームページに自治会の様子、また活

動の内容、会費等々、あなたの所属する自治会はどこで会費は幾らで何名のメンバーで自治会を構成してますよという転入者の方のためのそういうホームページ、どうなっているでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 現在、足寄町のホームページにおきましては、自治会についての掲載はございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） ほかの自治体では既に取り組んでいるところがありまして、特に若い世代に関心を引くためには非常に有効だと思いますので、ぜひ前向きでお考えいただきたいと思えます。

5番目に行きます。

小規模自治会が27個でしたか。27、10人未満の自治会があると御答弁ありましたけれども、その小規模自治会の統廃合についての考え方について、中長期的観点からどのように思っているか、今後どうしようとしているのかお答えください。

○議長（吉田敏男君） 住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 小規模自治会の統廃合あるいは、済みません、小規模自治会の統廃合につきましては、長年からの課題でございます。

あくまでも自治会につきましては、自治会の自主性に基づいて存続していただくものでありますので、統廃合をすることにつきましては、行政において強制できるものではございません。

あと、最近も話題になっているのですけれども、確かに3人とかの自治会も実際ございます。ただ、統廃合いたしましても、例えば回覧板を持っていくのに当たりまして、持っていくのに2キロも3キロもあるのだと。それでそういう状態で統合しても意味がないという御意見もあるのも事実でございます、なかなか課題解決に向けて苦慮しているところでございます。

今後も、小規模自治会の解消に向けた取り組みを行ってまいりますけれども、なかなか難しいものでございまして、今後も速効策はございませんが、取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） ここは対象自治会に対するアンケート調査をしたらどうかというところで思ったわけです。

もう既に対象の人たちと懇談的な意見交換やら希望等を聞いているものとは思いますが、率直な御意見、そういうアンケート調査をしたらどうかという観点から伺いました。また検討していただきたいと思いません。

次、行きます。

自主防災組織の設立に向けてでございますけれども、御答弁の中では町としても全面的に、本町としても設立に向けバックアップをしてみたいというふうに御答弁がございました。私もこの自主防災組織をなくして防災から守ることは、身を守ることはできないなというふうに本当に思っております。

そこで、5月17日に連合町会があったと聞いております。そこで連合長の発案の、御発声のもと全自治会が自主防災組織を立ち上げようというふうに決議したように、そういう御答弁でしたけれども、あれでしょうか。5月から大分日にちがたちましたけれども、具体的に方策何か第一歩として、このように、こんなこともしたという何か具体的な方策がございましたら、お答えください。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（松野 孝君） 町長御答弁のとおり、自治会連合会の定期総会におきまして、連合自治会の会長が自主防災組織の重要性に鑑みまして、全自治体に自主防災組織の設立をということで提案をいたしまして、皆様から承認を得たところでございます。

それで、農村部の自治会についても先ほど言ったように小規模の自治会があるものでご

ざいますから、今現在どんどん市街地の自治会も含めまして、既存に既にある自主防災組織を設立している団体はございますけれども、なかなか進んでいない状況が事実でございます。

それで今現在検討中なのですが、自治会運営に対する交付金を現在各自治会において交付しておりますけれども、さらに活動、今後の活動、自治会活動につきまして、その活動につきましての支援金を交付するというところで、現在検討をしている段階でございます。

その中の一つのメニューといたしまして、自治会の自主防災組織の設立につきましても一つのメニューといたしまして、今現在検討しているところでございますので、今後もしそれが実現いたしましたら、積極的にPRしてまいって各自治会において設立されるよう努めてまいりたいと思っておりますので、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） それは本当にすばらしいことだと思います。支援していく、まだ予定だと伺いましたけれども、ぜひ御支援をしていただきたいと思っております。なかなかそういう決議しましても実際今まで長い、ずっと役場としても支援してきたにもかかわらず、なかなか防災組織が立ち上がらなかったというのが現実ですので、ぜひそれは、それに際して去年の災害等を振り返っても、各種団体、建設協会からJAから、それから自衛隊さんから、そういう人たちの連携なくして防災は守ることができないのですけれども、自主防災とはちょっと離れますけれども、各団体の人たちを、対策本部を立ち上げるときに、その代表者なり担当者を一緒に入れて対策会議を持つことができたならもっと早くスムーズに連携が、各民間団体との連携がうまくいくのではないかなという気もしております。御検討いただきたいと思っております。

それと提言、提案なのですが、自主防災組織の促進のために、防災・減災女性リーダーの養成ができないか伺いたいと思いま

す。これは役場職員の女性管理職を中心として各自治会と連携して取り組み、女性が元気に活躍する社会の実現ということで取り組むことなのですけれども、なかなか男性社会だけではなかなかそういう組織の、女性が半分対象者にいらっしゃるし、防災訓練を通して、自分も体験してわかったことは、やはり女性のソフトな面でのアドバイスというかアイデアというか、そういうこともああいうところに衣食住が急遽そこにできるわけですから、その避難地域に。だからそういう女性の目って大事です。今の役場は今担当者の女性が、もちろん頑張っているんですけども、こういう各課を超えた広域の女性管理職を中心とした、そしてそのメンバー、リーダーが各88の組織に入っていくとか、呼びかけてしていくという起爆剤的な、そういう立場になろうかと思っておりますけれども、それも有効ではないかなと思っておりますが、どう思われるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

防災・減災女性リーダーという、を創設したいというお話でございます。

正直申しまして、検討したことがございません。ということですので、今お答えできるものは何も持っておりません。ただ、これが女性に限定するのがいいのか悪いのかという問題ですとか、あと役場管理職というお話もございまして、その部分は実際の災害のときには職務もあたっておりますし、通常で災害以外でも通常業務で管理職として活躍しております。という部分で、その辺のことも総合的に考えて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） どうか前向きに検討していただきたいと思っております。

全国ではそういうところもあるように聞いておりますし、そういう先進事例もあろうか

と思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

次に、先ほどのアンケート、膨大なアンケートの中の協働のまちづくりについて、どのようなことが重要だと思っておりますかという設問がありました。それに対して、答弁、町民の方から、日ごろから町長と町職員が、町長や町職員に接する機会をふやしてほしい。お互いに理解し深め合う、お互いの立場を深め合って、そしてまちづくりに関する情報共有、発信、共有をしていきたいという項目がありました。やっぱり町長や町職員と接したいという御意見ですね。

それに対して、このたび議会でも5カ所、65件の御意見をいただきました。5カ所でそれぞれ大勢の方が集まっていたので、すけれども、やはりその質問の半分以上は、半分以上というか、7割方町長、執行者に対する御意見が多かったように聞いております。議長も獅子奮闘して答弁に、議長以下、みんなが頑張ったわけですが、いかに地域住民の方々がいろいろな御意見を持っているのだなということも確認したわけでありまして、そこで思ったこと、私が思ったことは、町民が町長に直接いろいろな意見を述べて交流したいのだなということを感じました。そこで、町政懇談会のことですけれども、自治会の人たちと町長とが過去2年間、いろいろな事情で実施できませんでしたが、ぜひとも意見交換会を今後続けて町民の直の声を聞く機会を、向こうも欲しているものですから、ぜひそういうふうになりたいということを重要だというふうに答えておりますものですから、今後過去2年はできなかったけれども、今後どのようになさるか伺いたい。それと自治会活動に対する町長のコメントをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 町長コメントというお話でございますが、前段最初に私のほうからまちづくり懇談会等の現状につきまして御報告させていただきます。

まず町長とのふれあい懇談会でございますが、平成23年から始めまして27年まで5年間実施いたしました。昨年28年は、あの災害ということで、ちょうどその時期に災害が重なってしまいまして、災害の復旧時期と重なってしまいまして開催できずに、本年度におきましても町長の日程が込み合っていたことですか、かつて5年間は医療と介護との連携システムですか、自主防災組織の設立、第6次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等、その時々大きなテーマに沿ってそのテーマについての懇談ということで開催させていただきました。

ことしについては、第6次総合計画のまち・ひと・しごとにつきましても策定が終わっておりまして、策定が終わっておりますし、医療・介護も順調に進んでいることから、たくさんの行政課題は抱えておりますが、特に自治会の皆さんに、町民の皆様に説明の場を設けたいテーマがなかったものですから、ことしについては年明けても開催しないというような判断で、実は1月号の広報にもその旨開催いたしませんのでということで載せる予定でおります。

ちなみに、平成23年度から開催しておりますが、それまではどういった町長との懇談の場があったかと申しますと、現在もあるのですけれども、まちづくり懇談会というものの開催を受けつけていると申しましょうか、呼びかけております。これは町長との対話の場ということで、いろいろな各種団体、連合自治会ですか、あるいはかつてはまちづくり女性ネットワークの方ですか、そういう方とさまざまな団体の御要請に応じて日程を設定させていただいて、テーマを決めていただくと、そういうまちづくり懇談会というのを設定しております、今もそれは、その制度はございまして、年に一回広報で周知させていただいております。

ですから、昨年まで5年、おとしまで5年間実施していましたふれあい懇談会、昨年

ことはございませんでしたが、これからでもまちづくり懇談会の要請があれば、1月でも2月でも、それはまちづくり懇談会として開催していきたいというふうに考えております。

ふれあい懇談会、まちづくり懇談会の最近の事情は、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

追加をお願いします。

○町長（安久津勝彦君） 昨年ことしの経過含めて、総務課長から答弁をさせていただいたところであります。

私は首長に就任したのは平成15年の5月であります。前任の町長も実は懇談会ということで、行政の側から各自治会と連携をとりながら日程設定をして、そういうことをずっとやっていたのですけれども、なかなか参加者が少ないということで、途中で変更して、先ほど言ったようなことで、私もそれを踏襲して最初はともかくどんな団体でもいいから要望してくれと、日程調整して出向きますよということで、就任当初は年に何団体か継続していたのです。ところが、これもまたなくなってしまったということも、あんまり要請もなくなったということもあって、先ほど答弁したとおり、もう一回やっぱり町政懇談会という形でやろうかということで5年間続けてきたということであります。

昨年は台風がありましたから、開催できなかったのですけれども、ただ現実問題としてやっぱり私も思っているのですけれども、行政の側で設定をし、もちろんテーマも含めてやって、ではどの程度の皆さんが集まってくれるのかなど。これはなかなか私どもは関係の課長なども連れていくのですけれども、なかなかそういう雰囲気も含めて、これがいいのかなど、ずっと5年間やってきて思っていたところであります。

できればやっぱりことしちょっと日程的なことがあってできなかったのですけれども、できれば本当にどんな仲間同士でもいいですし3人、5人集まって、町長とこんなこ

とでちょっと意見交換したいねというのがあ
るのだとすれば、気軽にどんどんこっこの広
報広聴を通じて、そういう要請をいただけれ
ばどんどん出向いていく。場合によっては関
係する課長なども引っ張って行ってという、
これが私はあるべき姿なのかなと、ある意味
ですよ、そんな思いもしています。一番いいの
は1カ所に大勢の町民の皆さん方が集まって
いただいて、意見交換するというのが理想な
のでしょうけれども、現実問題としてはなか
なか時間等の設定も含めてなかなか難しい部
分があるなど。ややもするとやっぱり行政の
都合というか、時間帯の設定も含めて、そん
なことに偏ってしまうという、そういう実態
もあるのかなという思いしているのですね。
ですからそういう意味では、もう地域の方
々、仲間内でもいいですから、この時間帯
なら集まれるよね、じゃそこに来てもらおう
かという、これができないかなと思って、私
は思っているところであります。

いずれにしても、議員仰せのとおり、この
協働のまちづくりをしていく上ではやっぱり
町民の皆さん方とのコミュニケーション、こ
れをしっかりとって、この町にとって何が課
題なのか、どう何をすべきなのかということ
も含めて意見交換する中で、そういうものが
明らかになってくることもあるのだというふ
うに思っていますので、引き続きまたいろい
ろな面から多方面から検討をさせていただ
いて、そういう機会を1回でも2回でも数多く
開催できるよう引き続き努力をしていきたい
というふうに考えておりますので、御理解い
ただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 多方面からいろい
ろな検討をしていただきたいと思います。

町民は、私たちが議会でやった限りにおい
ては大変待っていらっしゃるというか、どこ
かで話したい、聞いてもらいたいという、そ
ういう強い熱意を今回感じたものですから、
ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次に行きたいと思えます。

職員力に関することなのでございますが、
これはさっきの膨大なアンケートの結果、大
変本当に行政サービスについての町民個々の
意見としましては、その前に行政サービスを
向上させるために最優先に取り組むべき課題
についてというタイトル、設問がございま
した。それに対して町民の75%の方が町民に
親しまれる役場、雰囲気づくりがというのが
40%、それから来庁される町民に対する職
員の親切、丁寧な対応が35%というこ
とで、この2つを合わせると実に75%がこ
ういうことを求めているということがわかりま
した。そして個々の御意見については、サー
ビスですね、行政のサービス、職員の人の対
応については、現状で十分よいと、過剰な
サービスは不要であるという御意見もありま
した。よろしいという意見もありましたけれ
ども、これから言うことはちょっと厳しい御
意見を二、三述べたいと思います。厳しい御
意見としては、行政サービスは何かを知らな
いで仕事をしているのではないか。誰のため
の仕事なのかを考えさせる教育が必要だと。
それから、説明するとき、説明不足な職員
が見られる。入りやすく相談しやすい役場環
境を目指してもらいたい。それから職員の適
正な人事配置、職員のコミュニケーション能
力の向上、高齢者に理解しやすい資料等の作
成と説明をお願いしたい。多くあったのは上
から目線で物事を進めたり話したり説明した
りしている。自分が、もっと厳しいのは、自
分たちが間違っているけれども低姿勢で謝ら
ない。同じ庁舎内なのに全く連携が、隣で
すね、できてない。それともっと親切、笑
顔で挨拶が欲しいという、挨拶ができない方
が多いという、要約しますと、挨拶と役場が
入りづらいということと上から目線という
のが、物すごい項目の御意見がありましたけ
れども、これは職員に限らず私たち議員に
対しても、それからいろいろな団体に対
しても同じことだと思えるのですけれど
も、今回は職員力のアップということ
で聞いております。

そこで質問なのですけれども、役場にはみ

んなのメールがありますけれども、ここ5年間の件数と内容について差しさわりのない範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

Aメールの受付件数でございますけれども、過去5年間、本年度は11月までのものでございますけれども、25年以降の5年間部分ですけれども、全部で37件でございます。1年当たり5件から9件ぐらい参っております。その中の6割ぐらいが施設整備に関するものでございます。どこの道路を直してほしい、どこの施設をどうしてほしいという施設整備に関するものが6割ぐらい。それといろいろな各種御意見さままでございます。パークゴルフ場のルールからいろいろな意見です。お考え、まちづくりに関するお考え、自分のアイデアをまちづくりに取り入れていただきたいというのが3割ぐらい。約1割が苦情ですね。苦情でございます。ですから、苦情は4件ございました。そのうちの4件のうちの窓口の接遇に関するものは1件でございます。ただこれらのほとんどというのは匿名でございまして、匿名でございましてもちろん私どもとしては担当課に問い合わせ、その事実の確認、指導等行っておりますが、そのうちの4件のうちの3件についてはその実態が掴めないものもございまして、話の行き違いによる単なるものかもしれないということ。1件については、確かにそういうことがあったのかもしれないということで指導を行ったりとか、そういったことがございました。それは具体的に申しますと、窓口で不愉快な思いをしたというのが1件、議員の前段の質問にあう形でお答えしますと、窓口で不愉快な思いをしたというのが1件ございました。それについては担当課にももちろん通知いたしまして、そこで協議指導したところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 時間がないので急ぎたいと思います。

どのような処理をしてどのように公表されているのか、ホームページでも公表できないものなのか、どうなのでしょう。

処理の方法ですね。本人に返しているのですか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

匿名のものについては、町民全体が意識していたり興味を持っているであろうなというものに関しては、広報に掲載しているケースもございます。それは例えば、町なかで皆さんが目につくような施設整備で気にされているようなところが直したほうがいいよ、直してくださいという要望があって、ただ回答、本人は匿名で来ているし、本人は回答を希望していないのだけれども、これは載せたほうが町の皆さんに理解されて、あそこ直るんだなと思っていただいたら安心していただけるのでいいなということで載せたり、あるいは回答を希望されていないのも半数でございます。名前を実名で来ているのは、そうですね、3割ぐらいが実名を書かれてきています。基本実名で書かれてきてないものについては、回答ももちろんできませんし、回答もいたしません。それで実名で書かれてきていて回答希望があって、それがほかの町民の方も興味を持つというか全町民に共通の話題だと思われるものについては、広報に掲載させていただいております。広報に掲載しているのは5年間で2件でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） わかりました。

実名でない場合、実名というか、名前がない場合はなかなか返すにも返せないのかなという、ホームページなどに載せられないのかなという思いもありましたけれども、御検討願いたいと思います、次行きたいと思います。

民間のサービス業ではお客様アンケートを

実施することがもうほとんどそういうふうになっております。顧客のサービス向上に努めていますけれども、町が住民サービス向上対策の一環として町民アンケート有効であると考えますが、そのアンケートというのは窓口において町民が書いてその目安箱みたいのを置いておいて、そこに入れてもらうという、今もその目安箱のようなものがあるのかなのか、設置は困難なのかどうなのか、できないのかお尋ねしたいと思えます。

町民アンケートの中には、町長とか職員の人に意見を書けるメールボックスのようなものがあつたほうが良いという御意見もありました。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

町民アンケートということですが、今のAメールが町民アンケートにかわる位置づけにあるのかなと思ひまして、このAメールの様式につきましては、役場入った窓口のすぐのところAメールの様式を立てかけております。ただポストは置いておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） ポストのことも今後御検討願ひたいと思ひます。やっぱり書いたら入れるところがないと、なかなか大変なのかなという気がいたします。

先ほどの御答弁の中に、次なのですけれども、職員研修会につきまして、百四十数名といういろいろな研修会を町内外でやっているという御答弁がありましたけれども、この対象者というのは正職員なのか、補助職員なのか、そこまではしてないのか、その範囲をお聞かせ願ひたいと思ひます。というのは、補助職員の、臨時職員の方も結構窓口の町民の方に接する機会が多いし、ひょっとしたら課によってはすごく多い課もあるのではないかなということから、補助職員も入って研修会をしているのかどうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

多く、ほとんどの研修は職員だけの対象でございます。補助職員、臨時職員につきましては対象といたしておりません。臨時職員については職場での上司からの指導、職場研修等において窓口対応ですとか、接遇について指導を行つていきたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 町民の人にしてみると、補助職員、臨時職員なのか町職員なのか正職員なのかわからないことが多いと思ひます。それで、やはりできれば、補助職員の人と一緒に研修、年に1回でもいいから、そういう機会を与えてスキルアップを、正も臨時も補助職員もそういうアップ、対応力アップを図れるか、図つてほしいものだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

専門研修は別といたしまして、職員としての年数の積み重ねでスキルをアップして行く、そういった部分は別といたしまして、窓口の接遇ですとか、そういった部分については検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） わかりました。よろしく検討していただきたいと思ひます。

それから、もう一つ、マニュアルですね、接遇マニュアルというのがあるのかなのかわかりませんが、それは新人職員、新人の人のために接遇の研修会があつて、マニュアルがあつて、それをお渡ししているのかもしれないけれども、庁内対象者全員と補助職員に渡すそういうマニュアルが、接遇向上対策マニュアルですね、どうでしょうか。それを進めることができないか伺ひます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

接遇マニュアルはございます。それは職員の配付してございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） では、補助職員の方にもお渡ししたいなと思っております。それはあるということですね。それは全職員に配っている。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

接遇マニュアルはございます。ですが、全職員には配付されておられません。全職員の配付につきましては進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 次に行きたいと思えます。

国保病院はサービス業としまして、接遇対策に対してはプロ集団だと思っておりますが、町民アンケートでは手厳しい御意見もありました。病院の接遇対策の取り組み状況についてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

ただいまの御質問について、お答えいたします。

今プロ集団というお話がございましたので、非常に心苦しいところがあるのですが、言うまでもなく病院というのはサービス業というふうに考えております。

当院は病院理念として掲げているのが、いたわりと思いやりの心を持ちやすらぎに満ちたぬくもりのある病院づくりを目指すということで、職員一同日々研さんに努めているところでございます。

当院では年度当初に組織目標というのを掲げておまして、その中でもこの接遇の改善

向上については最優先ということで進めております。具体的には、例えば患者さんや御家族、来訪者に明るい笑顔で挨拶すること、これは基本中の基本ということで、私も国保病院のほうに異動になりまして、春から秋ぐらひにかけて自転車通勤を今してます。その中で毎朝小学生の子どもさんに会うのですけれども、挨拶をしくれます。私のほうも挨拶を返すということで、非常に挨拶ひとつなのですけれども、ちょっと何というのですかね、心が晴れやかになるというか、そういう気分がよくなるというか、そういうような挨拶ではただでできるものなので、そこが一番基本なのかなというふうに日々思っているところです。

この挨拶に限っていうと、病院では毎朝、朝受付を開始するとき、来院者の皆様に朝の挨拶ということをして、ずっとさせていただいております。

そのほか、身だしなみや態度ですとか、あと言葉遣いですとか、患者さんのほうから信頼されるマナーですとか、そういったことを身につけること。また、患者さんの立場に立ってお話を聞いて思いやりのある対応を心がけるというようなことで、職員一同が共通認識のもと進めて、取り組んでいるところでもあります。

そのほか、年に、29年度は2回やるということで、これから計画しているのですが、接遇研修というものを毎年やってございまして、それにおいても院内教育の充実ということをしていただいております。

あと先ほど目安箱ということが出てきましたが、病院では御意見箱というのを置いてまして、それは1階と2階に二つ置いているのですが、そこの中に患者さん、来院者含めて御意見をいただくというようなことも行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 研修会はなさっていると伺いました。それと御意見箱はあるとい

うことで、差しさわりのなければ御意見箱の件数はどのぐらいあるものなのかお聞かせ願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

まず研修の回数でございますが、私がちょっと今手元に把握している部分でいきますと、平成26年度が1回、27年度も1回、28年度も1回で29年度、ことしは2回行う予定をしております。

ちなみに参加人数は毎回50人から60人ということで取り組んでおります。

また不参加者、どうしても業務の都合で出られない方もいらっしゃるので、そういった方につきましては、講師の先生の許可を得てビデオ撮影等をさせていただいて、それを後日各職場で見いただくというような取り組みをしております。

もう1点、御意見箱の投函状況でございますが、手元の資料では平成26年が7件、27年が2件、28年が3件、平成29年、今年度については現在のところ4件来てございます。残念ながらその多くは対応に対する不満ですとか御要望ということがほとんどであります。ことしは2件そういった御意見であったのですが、残り2件は肯定的な御意見をいただいているというような状況にあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） よい意見も御意見箱の中であったということで、頑張って、今後とも向上対策に頼れる病院としてやさしい病院、そして行きやすい病院ということで頑張ってくださいと思います。

先ほど総務課長のほうから研修は十分やっているというお話を伺いましたけれども、その研修というのはその場限りで、日々生きたいろいろなお客さんが、生きたというか、そういう方がいらっしゃる日々の中で、何か9月でしたか、先日の1階のある箇所です町民の

方が何か大きな声を出して何かトラブルがあったと聞いております。またその本人が私たちのところにも参りまして、経過報告文書でもってその文書をいただいたのですけれども、それは私は現場にいなかったからわからないのですけれども、そういう、そういうことがやはりどこかお互い誤解や言い違いや聞き違いがあったのではないかなというふうに思いますけれども、しかしそういうトラブルというのは避けて、そしてそういう人はみんな口は持っているから結局よっぽど納得しない限りあちこちに言ったり、人の口伝えに伝わっていったりするところもあるものですから、そういうことの事後処理というか、そういうことがあって、何年に一回ぐらいあるかもしれませんけれども、そのあった後の検討・対策をどのように今回はされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 9月に窓口のところで少し大きな声が出て、職員とトラブルとまでは行きませんが、なかなか意見が合わなかったというか、そういうことがございました。それで、いろいろと言われていらっしゃる方についての御意見もいろいろ聞きながら、その後、私のところにもみえられましたので、いろいろとお話も聞いて、実際にどうだったのかと、実際の中身はどうだったのかというようなことで、お話を聞かせていただきました。

なかなかこちらのほうで、町の対応としてこういうことですよということでお話をさせていただきましたけれども、その部分ではなかなか理解していただけなかった部分もございました。何度かお話しする機会持たせていただいて何とか理解していただこうかなという具合に思ってますけれども、まだいまだに十分に理解はしていただけてないというような状況になっております。

この件については、またこの後も理解していただけるようにお話をしていこうかなというように思っておりますけれども、なるべく

わかりやすく、先ほどアンケートの話ではないですけれども、なるべくわかりやすく、わかりやすいような資料でお話をするというのがやっぱり一番かなというように思っております。

今後なるべく町民の方にはきちんと理解をしていただいて、大きな声を出さなくてもいいような、そういう対応をしていければという具合に考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 大きな声出すほうも大変なストレスを抱えるのではないかなと、お互いに決していることではないので、そこは懇切丁寧に説明をお願いしたいと思えます。

最後に、職員力向上対策に対する町長のお考えをお聞きしまして、私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

職員に対しましては、機会あるごととまではいきませんが、そういう機会を利用して基本的な姿勢、2年前の仕事始めのときにはともかく役場組織というのはやっぱり町民のための組織なのだということのお話もさせていただきましたし、それからこの役場庁舎新庁舎建てるときに、案内窓口の一本化という検討もした経過もあります。そのときに結果として、やっぱり1カ所につくるよりも職員一人一人がやっぱり総合窓口すなわち御用聞きできるような職員であってほしいという、そんな願いもしてきていたりしているところでございます。

ただ、これもはっきり申し上げているのは、我々町民の皆さん方の御意見をよく聞く、ただ言いなりになれという意味ではないぞというお話もしています。おかしいことを、間違っていることを仮に町民の方からそういう発言があった場合については、それはもう

よく公務員は公僕だとか何とか言われますけれども、それはおかしいものはおかしいという、こういうやり取りをしなければだめだよというお話をさせていただいているところがあります。

できもしないことをわかりました、検討します、時間ください、これ一番信頼損ねることだというふうに思ってますから、まずともかく何かあった場合については、現場があるとしたらまずは現場、一緒に現場に行く、そしてどう対応できるのか、で、できないものはできないということをはっきり言ってください、こういうようなことを申し上げているところでもあります。

一番町民の皆さん方から信頼をいただける職員になるというのは、やっぱりコミュニケーション能力だというふうに思ってます。町民の皆さん方といろいろな機会を通じてキャッチボールをたくさんしていただいて、そしてお互い共通認識に立って同じ道に進むという、これが一番だというふうに思ってますので、また引き続きいろいろな機会を通じながら職員力のアップということについても、職員の皆さん方に指導なり呼びかけをしていきたいというふうに考えてますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、8番高道洋子君の一般質問を終わります。

次に、7番田利正文君。

（7番田利正文君 登壇）

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

一つ目、里見が丘公園の位置づけと利活用のあり方についてであります。

先日、津別町のランプの宿で、90分間の森林セラピーを体験してきました。津別町は、木と水を生かした地域循環型のまちづくりを目指して、自然財産・地域資源を守るだけでなく、観光誘致や雇用の創出などに有効

に活用すべく2009年から森林セラピー事業に取り組み、上里地区の森をノンの森といい、その後この森が森林セラピー基地に認定されています。これを参考事例に、里見が丘公園の出会いの森で、足寄らしい取り組みができないものかと思っています。

里見が丘公園再整備基本計画、④出会いの森整備方針で、森の魅力・森とのかかわり、きっかけの場と位置づけて、4つの整備方針を掲げて、森の活用計画（ゾーニングの考え方）として5点挙げていますが、この計画を進めていく上で、以下の点についての考え方、計画を具体化し、この整備計画に取り入れることができないかどうか伺います。

1点目、森の活用計画の「生き物の森」で、生き物の生息環境に配慮・多様な生き物の住む環境づくりの中に、ニホンザリガニや在来魚種・水生生物・昆虫、里見が丘固有のチョウチョがいるという話も聞きましたが、ホテルが舞う水辺環境をつくるという発想や考え方について。

二つ目、出会いの森の活用計画の「活動の森」の中に、公園内に炭焼きをする場所を確保し、炭焼き小屋をつくり、炭焼き経験者のいるうちに技術の継承・後継者の確保、よい炭がつかれるようになったら町内外で販売するという考え方について。

三つ目、多様な生き物の住む環境づくりという計画からすると、足形公園のコンクリートの造作物を撤去し、自然のままの水辺に戻すことが必要と思うが、どうなのかですね。

四つ目、とりあえずは里見が丘公園の樹木・植生・歴史・地質・鳥類・昆虫・水生生物・魚類・環境などを語れるガイド養成プログラムを作成し、計画的なガイド養成プラス森林セラピー資格者を育成、将来的にはオンネトーも含む全町を語れるガイドをつくるという考え方についてはどうなのか。

五つ目、芝桜公園の現状と今後の見通しについて。また、うまくいかないならば、芝桜をやめたらどうかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員の里見が丘公園の位置づけと利活用のあり方についての一般質問にお答えをいたします。

里見が丘公園「出会いの森」につきましては、平成3年に生活環境保全林整備事業により、町有林を北海道が事業主体となり、森林の持つ国土保全機能に加え、保健機能を兼ね備えた森林として利用を図ることを目的に整備され、特に保健休養林という点では、整備当初より隣接する里見が丘公園との連続性から地域住民の憩いの場となることが想定されていたことから、里見が丘公園再整備計画を機に「出会いの森」を里見が丘公園に編入する中で、より利活用を図るための計画検討をあわせて行ってまいりました。

「出会いの森」整備計画に当たっては、森の自然資源の積極的な活用を図るべく、平成26年度に環境調査を実施する中で、一つに豊かな動植物に触れ合う場、二つに森の美しさを体感する場、三つに森林資源活用デモンストラーションの場、四つ目に足寄の財産として皆で育てる森の、四つの整備方針を掲げ、森の活用計画として現在の環境を保全しつつ楽しむ「大径木の森」「生き物の森」、植樹や間伐体験等積極的にかかわる「活動の森」「四季の森」、現在の環境をベースに園路沿いの魅力を高め歩きやすくする「散策の森」の五つにゾーニングをし、整備を進めることとしております。

1点目の森の活用計画の「生き物の森」に関する利活用の考え方の質問ですが、さきに述べた基本計画にあるように、現在の環境を保全しつつ楽しむゾーンとして、生き物の生息環境に配慮しながら、ゾーン内にあるひょうたん池を核として積極的な利用促進につなげていく考えであり、田利議員からの御意見も参考にさせていただきながら、今後の実施設計の中で検討していきたいと思っております。

2点目の「活動の森」の中に炭焼き小屋をつくり、炭焼き技術の継承、後継者の確保や町内外へ販売する考えについては、現段階で

はそのような計画はございませんが、今後の実施設計の中で、町民の御意見も伺いながら検討させていただきたいと思えます。

3点目の足形公園のコンクリートの造作は撤去し、自然のままの水辺に戻すことが必要ではないかとの御質問ですが、足形公園につきましては、北海道の砂防事業の一環で、治山施設の下流域における景観づくりとして周辺施設である里見が丘公園拡張整備と連携する中で、水辺で親しめる地域の触れ合いの場となるよう足形を模したコンクリート造による施設整備が行われてきた一方で、魚道等の設置による生息環境への配慮もなされている現状から、今後もこうした生息環境を維持しながら現状のまま引き続き水遊びができ親しめる水辺として、北海道に維持管理していただく考えでありますので、御理解をいただきたいというふうに思えます。

4点目の里見が丘公園等のガイドが可能な人材養成についての質問ですが、本町には商業的に自然ガイドを営んでいる事業者はありません。現在、オンネトー地区周辺の観光や環境保全のあり方について構想する町民組織のオンネトー魅力創造委員会がことしの5月に設立され、その中での意見としてガイドの確保が課題に挙げられております。しかし、ガイドの人材発掘、育成には専門的知識等が必要であることから、時間がかかりますので、環境省、北海道、関係団体等の協力のもと、観光と商業のかけ橋になるようなガイドの育成を目指していきたいと考えております。

5点目の芝桜公園の現状と今後の見通しについての質問ですが、平成28年第2回定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、芝桜の生育状況の衰えや部分的にすき間や色あせ、さらには一部枯れている区域が目立つようになったことから、平成25年度から2年かけて土壌改良や客土、肥料施肥を行い、芝桜約4,000株を植栽し、現在もその維持管理に努めているところであります。

平成24年には北海道内でも有名な東藻琴

芝桜公園を視察する中で、管理方法についての指導・助言も受けてきたところですが、芝桜が定着するまでには通常で3年から5年程度必要と言われ、足寄町の場合は北斜面で日当たりが悪いことから、植栽した株が成長し満開になるまでには通常以上の年月が必要との指摘をいただいております。

本町市街地への玄関口でもあり、適切な維持管理を通じて、現区域の中で引き続き景観保全に努めながら、芝桜公園として維持継続してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、里見が丘公園の位置づけと利活用のあり方についての答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
7番。

○7番（田利正文君） 今答弁いただいたわけですが、おおむね私の思っていることが検討されるという方向にとっていいのかなというふうに思っているのですが、なぜこの話をしたかということちょっと少ししておかないと、何ばかなことを言っているのだというふうな気がしてなりませんので、ちょっとお話をしておきたいと思えます。

また長くなると怒られますのであれですが、先ほど住民課長が言われてました道東ブロック町内会活動研究大会というのがありまして、そこに私参加しました。その帰りにここの津別町のノンノの森の研修に行かさせていただきました。初めてそこでガイドの方の案内で30分のコースを90分かけて回ってきました。一緒に行かれた方に、元森林組合長、元選挙管理委員長という方もいらっしゃいました。それで選挙管理委員長は、いや、俺は歩かないと、ここで待っていると行ったのですけれども、結果的には一緒に歩いたのです。歩いた結果、感想何かというと、いや、勉強になったと言ってました。

どんなことをなったのかというと、入る前にガイドの方から多少のレクチャーを受けて、そして血圧を測定して唾液のアミラーゼをはかっていくのです。その結果、帰ってき

た後にまた血圧測定をしてアミラーゼを測定するのです。その結果どうなるかということなのですけれども、私の場合ですけれども、血圧が少し下がりました。アミラーゼが428あったのが9まで下がりました。そういう森林セラピー効果があるということが実証されたのだらうというふうに思うのですけれども。

一番その中で感じたことは、ガイドの方がなるほどうまいこと言うなと思って聞いてました。というのは、たかだか30分のコースです。小川があるところをずっとぐるっと回ってくるのですけれども、その中に松がありますよね。松があって、この木の松とこっちの木の松と少しだけとってくださいと、とるのですよ。とってこうやって見て、何の松だかわかりますか。当然私はわかりません。どう違うかわかりますか、違いわかりますかといったら、見てわかるかといったらわからないのですね。したら目を閉じてくださいというのですよ。目を閉じて頬をこうやって、その葉でなでてみてくださいというのですよ。そしたら片方はチクッと痛いのですよ。片方は痛くないのですよ。それ違いわかりますね、感触で。それはこっち、痛いほうの松が何とかという松です、こっちはこうですというわけですね。それを今度はぐっと絞って潰してくださいというのですよ。潰すとどんなにおいしますかといったら、何と言ったろう、虫をよける虫よけのにおいというのでしょうかね、そういうにおいがするのですね。つまりそれが森林浴であったり森林セラピーに有効に作用する生物だと、成分の一部だというふうに思いますというふうに説明を受けたので、なるほどと思いました。そんなことがあったり、それから、そこに芽が生えてますよねと、松の木が。なぜこれ地面に生えないで倒木の上に生えているのでしょうかというのですよ。わかりますかと、誰もわかりません。もちろん元森林組合長はわかったのかもしれませんが。だけれども倒れた木の上に種が落ちて芽を出すというのは奇跡に近い

ですよというのですね。その話で終わったのです。そしてしばらく行ったら、太い木があってこんなふうに根があって、真ん中空洞空いているのですね。なぜ空洞空いているのでしょうかと聞くのですね。わからないですね。さっき倒木更新と森林組合長おっしゃられてましたけれども、そのとおりののですけれども、その倒木更新の倒れた木が腐ってしまっなくなってから空間空いているのですというのですね。そのためには数十年かかっているのですというのですよ。

そういう自然の森を大事にする。そしてそこに入ったことによって、今皆さん方いろいろな質問しましたけれども、それらを人間の持っている五感で感じていただくと。そのことによって、ふだん職場で抱えているストレスをここで軽減するというのが森林セラピーの目的ですというような話にいったのだと思うのですけれども。すごくわかりやすかったのですよね。改めてそういう話をする、こんなことも言ってました。ふだん私が思っていた、考えていたことなのでも、それを、何というのだろうか、具体的にそこで実践している人がいるということがすごいなと思ったのですよ。なぜかという、観光の面にちょっと絞りますと、ただ人数だけが来てもらえば、例えばオンネトーならオンネトー、足寄なら足寄だけに何十万人来たよというだけではだめなんだというのですね。来ていただいたほうも、ただ来るだけだと駐車場やトイレの整備費にお金がかかると。そうではなくて、来てもらったほうも、それから来たほうも参加したほうも、両方にメリットがあるというような持続可能な観光のあり方が必要だと思うと、私は考えていると、そういうつもりで例えばといって、雲海ツアーってあるのですね。津別峠の上に行ったらすごい立派な展望台がありまして、そこから見ると支笏湖でないや、屈斜路湖だね。屈斜路湖にかかる雲が下に見えるのですね。で、雲海ツアーをやると。ただし、雲海ツアーに参加するには、津別のランプの宿に泊まった方、

それから屈斜路湖のプリンスホテルに泊まった方、その二つからしか出発しないということになっているのですね。もちろん個人で行くのは別でしょうけれども、ツアーに参加していろいろ説明受けながら、そこで湧き水でつくったコーヒーを飲みながら雲海を見るなんてことに体験をするには、その二つのホテルから行くしかないというふうにしているのです。なぜそういうふうにしたか。つまり、地元にお金が落ちないと困るのだということが発想の原点なのです。当たり前だと思ったけれども、なるほどなと思いました。

それからもう一つは、地域の農業者、林業者、酪農家の方と連携をしていて、正式には何といったかな、畑ツアーというのでしょうか。畑ツアーというのを、こういうのをやっているのです。

出発点はやはりこのノンノの森のところにあるネイチャーセンターから行って、畑ツアー、農民の方と、畑作農民の方と協力をいただいて、そして実際にこんなふうにするところを体験してもらうということなのです。もちろん足寄にいる人がそういうことをしたからといって喜びはしないと思いますけれども、観光客が相手だと思いますけれどもね。そんなことがありました。

それで、1点目のところに入るわけですが、森の活用計画のところ、言い忘れましたけれども、五感で感じると言いましたけれども、五感の中には触れるとか嗅ぐとか聞くとか、そういうものもありますね。それで味わうというものもあるのです。それで、里見が丘公園の散策の森、あるいはこういうコースをつくりますね。そのコースの中に、例えばの話ですけれども、ブドウですとかコクワですとか、マタタビですとかヤマナシだとか、クリだとかカシスだとかなどをところどころに植えてはどうかと。あまりにも人工的に過ぎたらだめですけれどもね。自然の範囲で、見える範囲で植えたらどうかと。そう

すると、後で言いますけれども、里見が丘公園に来られた、キャンプに来られた方で散策の森回ってみたいというのと、ただ行っておいでというのではなくて案内しますよと。そしてそのときに、その時期によりますけれども、ヤマブドウ味わってもら、あるいはカシスを味わってもらということもできるのではないだろうかという思いがあるのです。

その点についてはどうでしょうか。これちょっと文書に出てませんでしたが。

○議長（吉田敏男君） ここでちょっと答弁調整をさせていただきます。

2時半まで、2時半再開といたしたいと思えます。

暫時休憩をいたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

その前に、時間をとらせてしまって大変御迷惑をかけました。

質問内容の実のなる木の植樹の関係だと思うのですが、ちょっとかなり年代が古くて全部が全部資料が集めることが、ちょっとこの時間内でちょっと難しかったのですけれども、種類としてはブルーベリー、それとキイチゴとハスカップということで、これにつきましてはまちづくり協議会というのがあります。そこで植樹祭を開いたときに植栽したというような形でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 今回の件ですけれども、植樹祭がどの場所でやられたのかということ、ちょっと気になって調べたのですよ。担当の方からこういう大きいのをもらってきて、自分でボールペンでここに川があるよと引っ張ってやったのです。そして、その

中に植樹祭やった場所も入れました。そして何でこんなことをしたのかというと、こういうことなのです。水辺、自然に近い水辺をつくるというふうにすると、川の上流部、ここでいえば佐野川でしたっけ。佐野川のいわば主流ですね、のどころの上にあるところの、いわば山の尾根のところでしょうか。そのところから水がだんだんしたたり落ちてきて、その川に集まってくるというふうになるのだと思うのですけれども、そのところにどんな木が植えられているのかということ気になったのですよ。植樹祭に使うのはこれまでは全部落葉樹ですよ。もちろん担当の方から聞きましたから、これは経済林だからそうはいかないのだという話聞きました。それもわかります。

それで、この川の線を引っ張ってみて、その上流部に可能ならば落葉樹を植えていただいて、そしてきれいな水を大量につくってもらおうと。大量といくかどうかわかりませんが、佐野川の川の状態ですからね。あの水が少しでもふえて、なおかつもとの、私は知りませんが、もとの川の状態まで戻ればいいのか。そして、茂喜登牛だったのでしょうか。名前忘れたが農家の方。うちの後ろにホタルが飛ぶんだよねという農家ありました。一回見にいきたいなと思いがままに行けてないのですけれども、そういうところもありますし、それから、上大菅地の農家に行くところの橋渡るところに小さな川があるのですけれども、それと佐野川ぐらいだと思えるのですけれども、そこにカラスガイがいるという話もしてました。今度は来て、とってもいいぞとかと言ってましたけれども。そういうのが実際に足寄の中でもありますから、多分そういったことが復元できるだろうと私は思っているのですよ。できれば復元したいと。

そして、例えば津別の森とは規模は違いますが、里見が丘は里見が丘の散策の森らしくそれなりに再生が可能でないだろうかという思いがありまして、それに近いものに

したいなというふうに思っています。

そして、キャンプ場の管理人の方がこんな話をしてましたけれども、どこかの大学の先生が生徒さんを連れて、虫とり網を持ってチョウチョを追っかけているのだそうです。それは里見が丘にしかないチョウチョだということのようなのですけれども、本当かどうかちょっとわかりません。細かい話は聞いてませんが、そんな話もありましたので、そんなことで、ぜひ具体化を、1点目のところ、実施設計の中で検討させていただければと思いますと書いてありますので、ぜひその中で具体化、あるいは議論を深めていただきたいというふうに思います。

2点目、3点目は、ごめんなさい。2点目ですけれども、町民の意見も伺いながら検討させていただきたいと思いがままという答弁でしたけれども、これも私の記憶ですから定かではありません。管理人の方にお聞きしたのですけれども、今3町で炭はつくられてないというふうにお聞きしました。それで、前は浦幌でつくっていたというのもあって、今はどうかちょっと私わかりませんが、できれば、その3町の中に炭焼き小屋のつくり方、炭焼きをやることのできる技術の持った方、経験のある方のいるうちにそれをつくって、ぜひその技術も継承しておく必要があるのではないかと話をされてましたので、そうだなと私も思いましたので、ここで取り上げたのです。ぜひそれも実施設計の段階で議論を深めていただきたいというふうに思います。

三つ目は、わかりました、そういうことから撤去はできないということがわかりました。

それから四つ目の、とりあえず、とりあえずと私はあえて頭につけたのですけれども、里見が丘公園だけ、例えばあそこに700人以上の方がキャンプに来られるといますから、その方たちに、そしたら下にある森を回って見ないかいと。例えば私がガイドしますよというようなことで、ガイドの方がボラ

ンティアで何人が登録していてもいいのではないかと思うのです。そのときに役場の担当の方に聞いたのだけれども、例えば里見が丘の植栽、どんな木があるのか、樹齢、最高樹齢何ぼの木があるのかだとか。あるいは、川にはどんな水生昆虫がいるのかだとか、あるいはトンボやチョウはどんなのがいるのかだとか、あるいはどんな花が咲くのかだとか、あるいはどの月にはどういう花が咲いて、あるいはどの月にはどういう実がなるのかというようなことまで、何か資料があるだろうかといったら、いや、ありませんとなりましたからね。だからこれちょっと大変だなと思いました。それらが全部資料として残ってれば、あれば集めて、それだけわかっただけでも違いますよね。歩きながら、この木はこれですと、こんなふうに言えます。

津別行ったときにびっくりしたのですけれども、1200年、樹齢1200年のハルニレの木があるのです。僕ら見ている前に、何だっけ、あれは。エゾリスでないし、テンかな、横歩いていくのです。そういうのが見れますから、運がよければですけれども。そんなことも含めて、話すことができる資料が必要だなというふうに思ったのです。

多分、多分私の想像ですけれども、町長の答弁にもありました。オンネトー魅力創造委員会の中で議論されているだろうと私思ったのですけれども、ガイドの確保が課題に挙げられておりますとなっております。多分私が今言わんとしているようなことをオンネトー魅力創造委員会か、の中でも多分議論されていると思うのです。オンネトー散策したときにも、一回私参加したのですけれども、大学の先生が案内してくれました。先生いわく木のことを自分の仲間みたいな言い方するのです。こいつはとかと、これはとかと云うのですよ。ノンノの森行ってもガイドの方が言っていました。こいつはねとかと云うのですよ。つまり自分の部下みたいな言い方をするのですよ。例えばの話なのですけれども、一緒に行った選管の委員長がここにいるの足寄

の町議だからと言ったらしいのです。だからここに木が、去年の台風で倒れたのです。その横を見てください。このライン木がぎゅっと伸びているのです。この部分がすごい伸びているのですよ。1年間で。これだけ要は老木が倒れたことによって、俺の出番だといって若いやつがぐっと伸びるので。足寄町議会もそういう老害がなければいいですけどもねなんて言われてしまいましたけれどもね。そんなことを言っていました。

そんなようなことを里見が丘に限って説明することも可能ではないのかなと。例えばオンネトー全部語れといっても無理でしょうし、雌阿寒岳も含めて語れといってもなかなか難しいでしょうからね。里見が丘だけに限って何人か、古い方、現役をリタイヤされた方で話せる方がいらっしゃるだろうと思うのです。それにペーパーで何枚か資料つくってあげれば、これはこうだよと多分言えるのではないかと思います。

そういうのがあれば、私手を挙げます。この指とまれ。そんな感じがしますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それで、4番目のところで、とりあえずはと言いましたけれども、将来的には全町的というふうにあえて私書きました。それで、オンネトー魅力創造委員会の共通点もあるだろうと思いますので、ソフトの面でそういうのをつくるという準備をされているのか、あるいはしようという発想があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まずはオンネトーの今現在進めております魅力創造委員会の検討している材料の中で、ガイドの確保、これが第5回、6回ぐらいの委員会の中で話し合われております。

オンネトーというのは、雌阿寒あたり、この雌阿寒地区とオンネトー地区、この周辺

を一帯的に行うものもさておいて、実はこれ今現在名称変更になりましたけれども、阿寒・摩周国立公園という名称変更になったきっかけとなった平成28年ですね、国立公園の代表として阿寒国立公園満喫プロジェクトというのが認定されまして、環境省のほうで5カ年で整備計画をする方針で今現在進めています。その一環として阿寒湖畔、それとオンネトー地区、この周辺一帯をどのように結びつけてどういうふうなことをしたらいいのかなという一環で足寄町としては、そしたらオンネトー地区がどういうふうなことをすれば観光等含めて営まれるかということのを思っ5月に設立して、今現在動いているわけなのですけれども。まずもってはオンネトー地区周辺を観光できるガイド、これに対するようやく今、それが大事だねという言葉が出たわけなので、これからです、具現化になって具体化になっていくのは。ましてや、その中でも出ているのは、先ほど田利議員がおっしゃっているように、やっぱり専門的なものもやっぱり知識の中に入れておかなければならないということもありますので、ただ一緒に歩いていって、いいね、いいねでは、これはどうもみんなと一緒にになってしまいますので、やっぱり先ほど一つ言っていたことの中に、来る人も、そこにいる私たちもともに学んでいくということが大事だとおっしゃってましたよね。だからそういったことができるような人材、これがやっぱり確保しなければならぬということ、これからスタートしていくとか、実際はこれからどうしていくかということに対して皆さんと話し合っていくということなので、先ほど言ったように、とりあえずは里見が丘はどうかと、一定の知識を持っている人が本当に身近にいれば、その人はどうなんだということはあるかもしれないのですけれども、そこについては観光面含めて、行った場合も含めてなのですけれども、まずそこはちょっと二の次になってしまうといったら失礼なのですけれども、まず最初にオンネトーの部、これから徐々に、

徐々に今度市街地を結びつけながら全町、ここに担っていける部分が、いるかどうか。

それとあと里見が丘公園の再整備に伴っての部分については、これからだと思うのですけれども、ネイパルも一体化になった整備の形になってくると思いますので、そうすると、北海道、道教委かな、そういう人たちの部分に対しての、要は教育的なものとしてのガイドが必要なのか含めて、これから検討していくということも含めながら行っていきなという事で、うちとしてはまずはオンネトーの魅力創造委員会の中で出されているガイドの確保、これに向けてまずは考えていきたいということで、全体的には一足飛びとか、時間がかかるということを認識しながら進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 話はよくわかります。それで、あえてとつけたのですけれども、ネイパルありますし、博物館ありますよね。館長さんも含めてそれぞれプロの方がいらっしゃると思いますので、そこからレクチャー受けて里見が丘の範囲というだけに区切った場合のガイドというのでしょうか、案内役というのでしょうか。まずつくってみる、やってみるということも必要なのではないかという思いがあるのです。それがだんだん大きくなっていってネイパルでやっているやつと合体できるような全町的になれば最高だと思のですけれどもね。そういうふうには持っていくのはかなり難しいですか。里見が丘だけと限った場合には。オンネトーを語らなくてもいいと。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうから少しお話をさせていただきます。

まず里見が丘公園の再整備計画をつくるに当たっては、再整備検討委員会というものを立ち上げて九州大学演習林、それから今お話あった動物博物館の館長先生、関係者集まっ

て、それから林関係の岐志会の方もここに参集をしていただいてこの基本計画をつくったということでもあります。

そういう中で、より具体的に田利議員がそういういろいろな専門家も足寄町内にはいるわけだから、そこを有機的に結びつけて、まず里見が丘公園で何かできないのかという御提言ですけれども、もう一つあるのが、実は御案内のとおり実は足寄町の職員であった佐野君というのが、実は役場を退職してまさしくそっちのほうに行きたいという、そういう意欲を持って今研さんに努めているということでもあります。彼はまたオンネトーの魅力創造委員会のほうにもかかわってくれているのですが、里見が丘公園は里見が丘公園でこれは町民の財産で、これはもう本当に有効活用していこうということで再整備計画を立てた。そして先ほど経済課長から答弁させていただいたとおり、オンネトー地区がそういう状況になっているものですから、これまた魅力創造委員会の中でいろいろな議論をした。これやっぱり結びつけていくというのが肝要だというふうに思っています。

それから今現在もう一つその資源としてあるのは、今地域起こし協力隊で今うちで抱えている協力隊、これ実は森林レクリエーションのインストラクターの資格を持っている人間もいるのです。彼もいろいろなところで山の案内だとか、そっちの方面でも活躍していただいていますから、そういう今ある人的資源も含めて、この再整備計画も含めて、あるいはオンネトー含めてうまく結びつけて、これまた一つのまちづくりの観点、あるいは観光振興の点で、そういう下地は少しずつ芽生えてきているなというふうに思っていますから、そこら辺うまく結びつけてこれからの整備、再整備含めてまさしく答弁したとおり、今後の実施設計の中でも当然議員からいただいたこともしっかりと受けとめながらやっていきたい。

あえて私個人的に言わせていただきますと、まさしく炭づくりというのは実はこれは

やっぱり私自身もやっぱり足寄の中で、そういう技術を継承していく、これは採算ベースでいきますと、これ採算あわないからみんなバタバタ、バタバタやめていったということです。しかし、そういう技術も継承していくということも、これは採算ベースというのとはちょっと横に置いてもそういった体験の場ですとか、そういうのはこれはちょっと魅力ある取り組みかなというふうに思いますので、その点もちょっと前向きに検討させてもらいたいなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） わかりました。どうぞよろしく願いをいたします。

最後ですけれども、芝桜公園の状況、答弁書の中では時間がかかるのだと、北斜面だからというふうに指摘もいただいていると書いてありましたけれども、率直な現状、今の管理体制の中で、きちっと再生できるというふうに考えられているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 里見が丘公園の芝桜のところなのですが、先ほどの一般質問の答弁にもありましたとおり、3年から5年通常でかかりますよということで、うちの担当といたしましても、ちょっと月日はかかるのですが、完全復活を目指して維持管理していきたいというふうに考えてますので、もうしばらく時間をいただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 今の答弁ですけれども、今のやり方で十分時間があれば再生するというふうに確信持っておられるというふうにとっていいのですね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

もし、それがうまくいかないのだったらと、次の話をしようと思ったのですけれども、それはやめます。

2点目に入ります。

安全安心な住みよいまちづくりについて。

私が見分し体験した以下の点について、現状での考え方と今後の計画について伺います。

一つ、国道から旭町4丁目に下りおりる入り口に街灯1基設置できないか。

2点目、上芽登集落センターに向かう穴ぼこだらけの町道の補修、もしくは全面改修計画はあるのかどうかですね。

3つ目、自治会から要望も出ている旭町母と子の家改修計画はあるのかどうか。

4つ目、はるにれ団地の住宅物置内の燃料タンクを外に移動できないか。居間の流し台を部屋の中央から壁側、北もしくは西側に移動できないか。

5つ目、西町4丁目、5丁目佐野川の、これ正式に何というかちょっとわかりませんでしたけれども、木柱塀と書きましたけれども、木の棒が立っているのですね。あれがあっちゃこっちゃ壊れているのですね。その補修・改修計画はあるのかどうか。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 安全安心な住みよいまちづくりについての御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目の国道から旭町4丁目におりる入り口に街灯を1基設置できないかにつきましては、街路灯などの設置につきましては、当該自治会からの要望を受け現地確認を行いながら対応してきているというのが実情でございます。

御指摘の場所についても旭町4丁目の自治会を通じて要望いただいた上で設置を検討させていただくということで、これはこちらのほうからも連絡をとりながら、実現すべきなのかどうかは今後検討させていただきたいということとさせていただきたいというふうに思います。

次に2点目の上芽登集落センターに向かう穴ぼこだらけの町道の補修もしくは全面改修

計画につきましては、町道上芽登原野線の補修ということになります。この部分につきましては平成21年度から平成22年度にかけて部分的損傷が激しい区間から総延長で約2.5キロの舗装補修を実施してきております。また平成29年度から平成36年度にかけて、残りの路線についても随時補修をしていく予定ということでございます。

なお、町道の改修及び補修につきましては、国や道からの補助事業がなくて町単独費での対応となることから、財政的な問題からも補修での対応とし、全面改修については現在のところ困難だというふうに思っているところでございます。

3点目の旭町母と子の家の改修計画につきましては、第6次足寄町総合計画の後期計画、平成32年度から36年度までの間で建てかえをするということを計画しているところでございます。

4点目のはるにれ団地の燃料タンクの移設につきましては、冬の降雪対策と盗難防止のために施錠できる物置内に灯油タンクを設置しているもので、移設するためには配管を施工しなければならず、また他に適当な設置場所もないため困難であります。

また流し台の移動という御質問でございますが、近年の住宅建設では家族とのコミュニケーションがとれることから対面式キッチンが主流となってきております。このことに加えキッチンを中央に配置することにより冷蔵庫、食器棚等を置く壁面のスペースを広く確保できることから、キッチンを中央に配置をしているところでございます。入居されている方には個人個人の好みの間取りがあろうかとは思われますが、入居者個人に合わせた改修は困難であります。

次に5点目の西町4・5丁目の佐野川の木柱塀の補修・改修計画はとの質問でございますが、佐野川の木柱塀につきましては、河川管理者である北海道が管理を行っていることから、補修要望を行っていききたいというふうに思っております。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。田利議員の安全安心な住みよいまちづくりについての質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番。

○7番（田利正文君） 1点目ですけれども、確認という感じになるかと思えますけれども、旭町3・4丁目自治会から要望があれば検討するというのでしょうか。そういうことですか。（「もう既に連絡してます」と呼ぶ者あり）要望はないということですか。

（「今のところ来てないです」と呼ぶ者あり）ないということですか。

それでもう一つ聞きたいのですけれども、例えばあそこを使用しない方はわからないかもしれません。あそこをおりて入っていきこうと思ったときに、夜行ったらわかるのですけれども、3本道路あるのですよ。建設会社の物置場というのでしょうか、作業場でしょうか、に入っていく道路ともう1本真ん中と、それから畑に入っていく道路がある、取りつけ道路があるのですよ。間違っただけのほうに入ってしまうのですよ。夜行くとね、見えなくて。今はフクハラの看板が建ちましたからまだ目印があってわかりやすいなという気がするのですけれども、夜走ってみてください。なれてない人本当おっかないです。それがあったので出しました。

それでもう一つお聞きしたいのは、例えば下愛冠4丁目で今材木積んであるところ、材木というか、木を切り出して積んであるところありますよね。太陽光発電パネル並んでいるところの、一番端っこのところでもう町営住宅、誰も住んでないところにまだ街灯があります。あの街灯を持ってきてつけかえることは難しいのでしょうか、そういうことは。

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を

再開をいたします。

7番。

○7番（田利正文君） 済みません、私の考え方が甘かったようですけれども、申しわけありません。

4点目なのですけれども、答弁では、近年の住宅建設ではと書いてありますけれども、行って見てまず見てくれと言われたから、私見てきたのです。あれ6畳あるのか8畳あるのかちょっと私わかりませんが、真ん中にちょうど出っ張っているのですね、流し台のあれが。だからちょうどせっかく6畳なら6畳、8畳なら8畳ある間取りが区切られてしまうのですよ。確かに対面でもっと広い居間ならば対面式の流しもいいのかもしれませんが、私が行ったお宅は高齢者だったものですから、テーブルを置いてソファを置いているのですよ。座ったり立ったりしやすいように。そうするとカニ足で歩かないと通れないのですよね。それでこれはちょっとひどいのではないかという話があったから私見てきたのですけれども、なるほどなと思いました。あれがもしここに私の家みたいに西側の壁か北側の壁に流しが流れているのならもっと6畳か8畳か知りませんが、居間がもっと使い勝手がいいのではないかなと思いました。それが1点です。

もう一つは、物置内、物置といったって狭い物置ですよ。そこに多分90リッタータンクだと思うのですけれども、タンクが置いてあるのです。そこに車のスペアタイヤを積んで、そして後はタイヤの上には置けませんが、タンクの上には置けませんよね、物を。灯油入れに来るわけですから。あれ、これはちょっと無駄だなと思って、空間が。だからあのタンクをどこか外に出せて施錠、できるなら施錠できるような方向にできないものかなと思ったのですよね。

それからもう一つは、あれと同じやつをまたつくるわけですよ。今度の新しくつくる町営住宅も同じになるのだったら、今からでも間に合うのなら、その二つの点について

は改善できないのかという思いがあるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 公営住宅の関係ということで、キッチンだとかの回りはもう既に建ててしまった部分については、これからの改修というのはかなり難しいかなというふうに考えてはいます。なので、それは無理だと思っておりますが、これから建てる部分については、住んでいる方々のアンケート等でやっぱりこの対面のキッチンは使いづらいのですとか、こうしてほしいのですという要望が多くあればそういうふうに変更する検討はさせていただきます。ただ、少ない人数でここをやっぱり北側の流しにしてくれとかという1軒1軒の要望というのにはこたえられないので、総体的に大きな意見として上げていただければ、その辺の検討はできるかなというふうに考えております。

灯油タンクにつきましても、そういう形で移動はできるのですが、先ほど来盗難だとかいろいろな形で出てきて、またそのまま外側に持って行ってしまうと雪だとか何だとかで除雪だ何だというのもあるので、いい場所がもし見つければそっちに移動するというのも可能なのですが、現在のところはちょっと難しいかなというふうに、意見は伺って改修の検討はしますけれども、ちょっと無理かなというふうに思いますので、御理解のほどお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 1件今の件でちょっと確認したいのですけれども、検討することは設計段階、設計段階と言わないな、これから建築するわけですから、まだ間に合うということですね。直す必要があるというふうに判断した場合には直せるというふうに捉えていいのでしょうか。（発言する者あり）もう終わり。直らないということですか。今のところもう直す余地はないということですね。（「来年以降」と呼ぶ者あり）来

年以降になるということですね。わかりました。

それからタンクですけれども、見てきましたら入り口のところは置けませんか。あそこスペースがあるというふうに私は見たのですけれども。両側に2個ずつだったならば、4個ですから2個ずつタンク置けばできるのでないかという思いしましたけれども、スペースとしては。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

今度置いたところは狭いという苦情も出るかもしれないという想像はつきます。

それと配管も結構な長さ必要で、コンクリのところ配管していかなければなりませんので、配管の、将来にわたる欠損ですとか、あと万が一、私も想像しましたら、廊下には今度逆にほかの方の通行の邪魔になるのに出せないでしょうし、ちょっと難しいかなというふうなことで図面を拝見いたしました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） 今の件ですけれども、外側にといった件ではどうですか。そこにスペースがあるように私は見てきたのですけれども、それはいいですか。4軒入ってますよね。入り口が両方から、西側と東側から入るわけですから、それぞれの入り口に2個ずつタンクを置けばいいというふうになるわけですけれども。配管は廊下を導管で配管して配管の上に被覆をすると、傷つけられないように、というふうにしたらできるのではないかと思ったのですが、それは無理ですか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 実はこういった形状の設置は南団地から始めておまして、これは先ほどから、先ほど町長の答弁で申しました冬の降雪のときに雪のかぶらないところ、そして施錠できて、最近盗難事件もごございますので、そういった部分からそうなっております、外に出すと雪かぶってしまいま

すので、今田利議員おっしゃるところだと雪がかけますし盗難の心配もあると思うので、そこは入居される方の賛否それぞれかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） これで全部質問は終わりましたので、最後に要望だけしておきたいと思います。

里見が丘公園の関係でお話ししました、ゼビガイドの件ですね。町の姿勢もあると思いますけれども、例えばさっき私言いましたけれども、里見が丘の件に関して言えば、あそこに関する植生なりいろいろな資料をそろえるということではできるのだと思うのですよ。それは担当者の方に聞いても、いや俺はわからんと言われてましたから、多分一人ではわからんと思うのですね。だからそれぞれの担当課の方が資料を出してくれれば集まるのではないのかなという思いがあったものですから、そこからでもまず手をつけたいなという思いがあります。そのことも実現するよう検討願いたいというふうに思いまして、最後に町長ゼビその点1点、お願いをして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 先ほども答弁の中でちょっと触れさせていただいたとおり、そういうガイドが必要だよ、あるいはそういう面もあるよねということですから、当然ガイドがいたから全部できるなんてことにはなりませんから、議員仰せのとおり、そのためのいろいろな資料も当然必要となってくるわけですから、それは当然町の役割として管理する役割、そしてそういった部分も少し時間はいただくことになるかもしれませんが、できるだけ早くそういった資料の整備などについても前向きに取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、7番田利正文君の一般質問を終

えます。

次に、2番榊原深雪君。

（2番榊原深雪君 登壇）

○2番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

高齢者の運転免許証自主返納者への支援対策としての取り組みについて。

足寄町の10月末の人口は7,063人、そのうち65歳以上の方の人口割合がふえて、高齢化率38.3%となっています。

最近、全国各地で高齢の方の交通違反、交通事故が増加する傾向となり、平成29年3月12日から75歳以上の運転者の免許更新時や認知症機能低下が原因と思われる一定の違反をした場合に受けなければならない認知機能検査等が厳格化されました。このことから、高齢者の運転免許証を返納する方がふえてきています。

しかしながら、足寄町で生活するにはなくてはならない車を運転してきて、自分の足のようにされてきた方にとっては、はかり知れない苦渋の選択であろうと思われます。

現在は、患者輸送バスやあしバス、通院のための乗り合いタクシーなどの施策はありますが、運転免許証自主返納者支援策としてのお考えについて、次のことを伺います。

①運転経歴証明書発行手数料を助成するお考えはありますか。

②他の自治体で導入しているタクシー運賃助成制度については、町内全域をカバーすることが可能で、個別の利用目的や要望にも幅広く対応できますが、足寄町における取り組みへのお考えはありますか。

③シニアカー（ハンドル型電動椅子）は、介護保険によりレンタル料の1割の2,000円から3,000円で利用できますが、介護保険の適用がない健常者にもシニアカーをレンタルできるようにし、買い物や老人クラブ活動に積極的に出かけられるよう仕向け、運転免許証を返納した後も健康年齢の引き上げになるような方法を講じるお考えはありま

すか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 榊原議員の高齢者の運転免許証自主返納者への支援対策としての取り組みについての一般質問にお答えをいたします。

高齢運転者にかかわる交通事故の情勢につきましては、全年齢層の死亡事故件数が減少傾向にあるのに対し、75歳以上の運転者による死亡事故件数は横ばい傾向で、その占める割合が増加するなど厳しい状況にあります。

今後も75歳以上の運転免許保有者数は増加していくことが見込まれており、高齢運転者による交通事故防止対策は喫緊の課題となっております。

国においては、交通事故防止対策の一つとして道路交通法を改正し、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習制度が新設されるとともに臨時適正検査制度の見直しが行われ、本年3月12日から実施されております。また、近年では高齢者の運転免許証自主返納を促進するため、さまざまな取り組みが各自治体において行われており、平成29年4月現在、道内では22市町村、十勝管内では4町村が自主返納支援のための各種施策を実施しております。

御質問の1点目、運転経歴証明書発行手数料の助成につきましては、手数料相当額1,000円を助成するもので、道内施策実施市町村においては最も多い支援内容となっております。本町におきましても、今後の高齢者交通安全対策の一つの課題として前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目のタクシー運賃助成制度導入につきましては、免許証を返納しても高齢者が安心して暮らせる環境を整備することが重要であり、タクシー運賃への助成は移動手段確保対策の一つでもあり、道内では免許証自主返納施策として5市町村が実施しております。

市街地以外の交通空白地帯として位置づけられる地区に住まわれている方への支援策と

してタクシー運賃助成制度の導入は大変優位な施策であると思っておりますが、運転経歴証明書発行手数料への助成と同様、今後検討してまいりたいと考えております。

次に3点目のシニアカーを介護保険の適用がない健常者にもレンタルし、運転免許証返納した後も、健康年齢の引き上げになるような方法を講ずる考え方につきましては、シニアカーは買い物や散歩など高齢者の行動範囲を広げる有用な移動手段であり、介護保険制度の福祉用具貸与種目の対象であることから急速に普及しておりますが、健常者に対するレンタル料は高額になりますことから、運転免許証自主返納支援施策として実施する考えは今のところございませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

○2番（榊原深雪君） 1番と2番の答弁に際しましては、前向きな御答弁いただきましてありがたいと思っております。

最初に1について、運転経歴証明書発行手数料の助成額は、町が1,000円を助成するという呼びかけをすることは、家族が問題意識を共有し家庭内で話し合いをするきっかけともなり、家族が納得しながら進めていくという効果が期待できますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 町長が御答弁申し上げましたとおり、運転経歴証明書につきましては、本人の確認書類となるものであり、今後導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

あと各種施策を実施している市町村が全国的にも、あるいは道内におきましても、近年高齢者の交通事故の防止をするという観点から年々増加していることが事実でございます。

それで、確かに特典を設けて運転免許の自主返納を促進するということは、交通事故の

事故防止対策の一つとして実施することはよろしいことであるのかとは思いますが、積極的にやっけていいものかと一瞬私どもが、私としてもそういう施策なのかどうかということ、ちょっと自問自答しているところでございます。

あと、実際高齢の方が免許証の自主返納をためらう理由といたしまして、平成27年度に行われた警察庁の委託事業の結果なのですが、車がないと生活が不便になってしまう。それと車を運転する楽しみが失われるため、返納しないんだという例もございますことから、積極的にやっけていい事業なのかどうかというのは先ほど申しましたとおり、ちょっと悩むところではございますけれども、運転免許証、経歴証明書の取得につきましては1,000円、小さな額といったらちょっとあれなのですけれども、町の負担にもそうそうならないものですから、新年度に向けて協議検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 昨日も他の町だったので、御主人が88歳、助手席乗っておられた奥さんが86歳ということで、道路が滑っていて欄干に突っ込んで川に落ちて奥さんが重体という事故が起きております。きっと、そういう家族の方もふだんから心配しておられたと思います。

自治体のほうから、どうぞ自主返納してくださいという進めていくには大変だと思っておりますけれども、やはり家族の話し合いの場にその助成額が、先ほども申しましたように、話し合いの場になって説得できるような状況になればいいなと私は思っております。それで効果が期待できると思っております。そうでないと、若い方に逆に負の財産を置いていくような形にもならないとも限りませんので、本当に前向きに御検討いただければいいなと思っております。

それで2番目のタクシーの助成額のことでしたけれども、やはり十勝管内でも2町は

やっております。それで、やはり健常者の方も前向きに引きこもりにならないように、お年寄りの方が生き生きと暮らせるように外へ出て、こうやっけていろいろなクラブなどにも参加できるように、この券が有効に使われるといいなと思っておりますので、中身のほうは詰めていただければいいなと思っております。

以前、ことしなのですけれども、地方創生特別調査委員会で東京の回帰センターという、ふるさと回帰センターというところへ行っただけですけれども、やはりお年寄り、東京にいらっしゃる方も結構電車賃の助成とかもあるのですけれども、やはり自然の中で暮らしたいという高齢者の方が田舎に移住するというのを多く見受けられました。私たちの町に移住していただくこう考えたときに、果たしてそのお年寄りの方がそういう便利な支援を知っているだろうか、そこでちょっと考えたものですから、この質問に至ったわけなのです。

それで、今申し上げましたように、高齢者を支援する事業効果が期待できると思っておりますけれども、そこのお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 先ほど申しあげました平成27年度の警察庁の委託事業において行われたアンケートの結果をちょっと申し上げますけれども、自主返納者のために必要な支援は何が必要ですかという問いに対して、要するに交通手段に関する支援の充実を求めているものが40%以上を占めている結果になっております。

その支援の内容につきましては、コミュニティーバス、あるいはタクシーの割引券をいただけたらということになってございまして、あと当然運転の目的についても高齢者の方が自動車を活用、運転するのは買い物も多くなっている。あとは仕事、あるいは送迎、病院等の通院にも目的として使用しているということでございます。

運転免許証を返納すれば確かに移動手段がなくなるものですから、道内でこの支援施策を実施している市町村におきましても、バスへの補助だとかタクシーの助成券を配付したりという交通移動手段の確保という施策を実施しているのが現状でございます。

これにつきましては、今後そのような施策を実施することも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） あと、十勝バスの利用なのですが、バス賃がすごく私たち高齢者にとってはそんなに安いものではないと思います、帯広まで行くのにね。専門病院に行こうと思ったときに、往復バス賃を払って行くということは大変なことだなと私は思っております。そして移動手段として、帯広着いたとしたも病院に行くまでタクシーを利用したりしなければなりませんし、大変だと思うのですね。

十勝バスに関しましては、すごく足寄町でも交付金がおりて、そして助成金も出されて、交通弱者の方に大きな支援をされておりますけれども、それに乗車率を上げるためにも高齢者の方に十勝バスの助成金、タクシーと同等な額でも結構だと思うのですけれども、バス停まで行くときにもタクシーの利用できますけれども、少しでも乗車率を上げようと思ったときに、バス利用に際しての助成というのはお考えはないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

タクシー運賃の関係でございますけれども、足寄町内においては郡部においては、患者輸送車があって、病院だとか、それから買い物ですとか、患者輸送車とは言ってますけれどもその用途については特にどのようなことでも乗ることができますよというような形で、週に2回から3回というようなこと

で、毎日ではありませんけれども、そういった部分ではちょっと不十分な部分もありますが、バスが通っております。

また町の中もあしバスが走って、これもまた自分の好きな時間に好きな場所にすぐに行けるとかということではありませんけれども、そういう形で車が走っていると。そのほかに足寄町独自でいろいろな対象の方それぞれいらっしゃるけれども、いろいろな形で交通の足を確保するといった部分では支援をしてくれているというような形になってます。

また社会福祉協議会ですとか、それからNPOですとか、そういったところでもそういう移動のための支援を行ってきているというような形でありまして、町の中でもそういう支援はされているというようなことも含めて、タクシー運賃などの助成というのにも検討しなければならないのかなというように考えております。

あと十勝バスでありますけれども、十勝バスもバスの活用のほうもやはり今後進めていかなければ、運賃の補助ですか、補助のほうもかなり金額が高額になっておりまして、そういった意味では帯広だとか、隣町そういったところへ行くための手段としてはこれはやっぱりなくてはならないものでありますので、やはりなるべく多くの人に活用していただいて、存続をずっとしていけるような、そして利用していただければ、またある意味、町からの補助も少なく済むのだろうなというように思っております。

そういった意味で、活用していただくための支援というの、また別な方法で考えていかなければならないなというようには思っておりますけれども、今段階では高校の通学だとか、そういう部分の補助だけにとどまっているのかなというところでありまして、現状の中では例えば通院だとか、そういったお買い物だとか、そういうことで帯広に行ったりとかして帯広の中でもまたその後の交通手段いろいろとお金もかかりますけれども、今段

階ではその部分での支援というのは町としては今のところ考えていないというところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 先ほど御答弁いただきました1番と2番に関しての前向きな答弁いただいておりますので、くどくは申し上げませんけれども、こういう時代が来たのだなという思いでいっぱいです。そして、ドライバー自身の事故原因としては操作・行動ミス、判断・予測ミス、認知ミスが考えられます。操作・行動ミスではABSやブレーキアシストなどの車両側の支援でカバーができております。今後もさらに進化発展していくものと推察されます。認知ミスの対策としましては、昨今流行の衝突防止システムなどが挙げられております。しかしながら判断・予測ミスに関しましては、今なお車両側からも交通インフラ側からも十分な事故防止の支援策、支援対策は講じられておりません。ですので、先ほどのような支援策をお願い申し上げたわけです。

この質問に関しましては、最後に町長からの御答弁をいただきまして終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほど来からそれぞれから答弁しているとおりであります。

本当に前向きに検討していきたいなと思っておりますけれども、ただ制度設計上、例えばタクシーの利用上、これちょっと制度設計、事前にもちょっと打ち合わせしているのですが、では運転免許証の返納者だけでいいのという問題含めて、そしてましてや足寄町というのは区域が広いわけですから、どの程度の助成でいいのかだとか、これ制度設計上はかなりちょっと頭を悩まさなくてはいけないことかなと思っております。

1点目のこの返納のかかわる経歴証明書、これはもう額的にもそんな大きな額ではありませんから、これはある意味容易に制度設計

は可能かなと思っておりますが、やっぱり2点目のタクシー運賃助成というのはやっぱり先ほど副長からも答弁したとおり、足寄町におけるいろいろな交通機関、患者輸送バスも利用できますよ、場合によってはスクールバスもいいよ、それから町の中でいけばコミュニティバスも走らせてますよということも含めて、そしてやっぱり一番は行きたい時間に行けないという、車持っていれば好きな時間に行って好きな時間に帰ってこれるわけですから、ここの兼ね合いを含めて本当に交通事故の防止のためには本当に対策というのは手段としては有効な手段だなというのはあるのですが、一方では実際にどう制度設計をして実行に踏み切るかというところでは相当頭を悩まさなかったらちょっと難しい部分、これはもう財政的な問題もありますから、そんなこと含めてこれからしっかりと検討させてもらいたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、2番榊原深雪君の一般質問を終えます。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月14日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時31分 散会